

第 8 回

日 本 婦 人 問 題 会 議 録

＜昭和58年5月27日＞

あらゆる分野への男女の共同参加

—平等・発展・平和をめざして—



労働省婦人少年局

は　じ　め　に

労働省では、国際婦人年の目標を達成するため策定された我が国の「国内行動計画」の趣旨に沿って、個人・団体等における婦人問題に関する調査、研究、実践等の自発的活動を促すことを目的として第8回日本婦人問題会議を開催しました。

会議は「あらゆる分野への男女の共同参加－平等・発展・平和をめざして－」を主題として、活動事例の発表と全体討論で構成され、約750名の方々の参加を得て、活発な討論と問題提起がなされました。

ここに会議の記録をまとめ、婦人問題に関心のある方々の参考に供します。

最後に、多大な御協力をいただいた講師の先生及び発表者各位に深く感謝の意を表します。

昭和58年11月

労働省婦人少年局

目 次

I	第8回日本婦人問題会議の概要	1
II	主催者あいさつ	3
III	活動事例の発表	4
IV	全 体 討 論	21

「あらゆる分野への男女の共同参加

— 平等・発展・平和をめざして — 」

I 第8回日本婦人問題会議の概要

- 1 趣 旨 国際婦人年の目標を達成するため策定された、我が国の「国内行動計画」の趣旨に沿って、個人・団体等における婦人問題に関する調査、研究、実践等の自発的活動を促すことを目的として開催した。
- 2 主 題 あらゆる分野への男女の共同参加
— 平等・発展・平和をめざして—
- 3 主 催 労 働 省
- 4 後 援 (財)日本国際連合協会 日本放送協会 (社)日本新聞協会
(社)日本民間放送連盟 (財)婦人少年協会
- 5 期 日 昭和58年5月27日(金)
- 6 開催場所 東京(日経ホール)
- 7 プログラム

総合司会 小 玉 美意子

午前 10:00～11:45

開会 開会のことば 労働省婦人少年局長 赤 松 良 子
あいさつ 労働 大 臣 大 野 明

活動事例の発表

- (1) 婦人の地位の底上げをめざして
— 婦人のための月曜電話から—

広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめる会

中 村 隆 子(広島)

- (2) 子育てで知ったおやじ群像

本 田 勝 也(愛知)

(3) 政策決定の場に婦人の参加を進める

長野婦人問題研究会

中 村 竜 子(長野)

午後 1:00～4:00

全体討論「あらゆる分野への男女の共同参加 — 平等・発展・平和をめざして —」

司会・講師 フジテレビニュースキャスター 有 馬 真喜子

講 師 筑 波 大 学 教 授 阿 部 齋

信 州 大 学 教 授 高 梨 昌

各分野における活動報告

日本婦人有権者同盟 松 浦 三知子(東京)

明野村上手農協婦人部 浅 原 君 江(山梨)

愛知有職婦人クラブ 佐 々 基 子(愛知)

朝日工業労働組合婦人部 中 嶋 シヅ子(大阪)

朝日町婦人団体連絡協議会 高 橋 千鶴子(福井)

日本・汎太平洋東南アジア婦人協会 野 勢 久美子(東京)

閉会 閉会のことば 労働省婦人少年局婦人課長 川 橋 幸 子

Ⅱ 主催者あいさつ

本日、この「第8回日本婦人問題会議」に全国より多数の方々に御参加頂きましたことは主催者として誠に喜びに堪えません。

「国連婦人の10年」も残すところ2年余りとなりました。10年の目標である「平等・発展・平和」の達成をめざして世界の国々では婦人の地位向上のための様々な努力を続けております。

我が国においても前半5年間を見直し、後半期に向けて「婦人に関する施策の推進のための国内行動計画後期重点目標」を政府全体として策定し、より一層の推進を図っているところでありますが、中でも中間年世界会議において署名した「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准がその重点課題となっております。

労働省におきましても雇用における男女の機会の均等と待遇の平等確保のための諸方策について法的整備を含めて検討を進めているところであります。

社会は男性と女性によって構成されているものであり、社会の発展は男女が等しく参加し、協力することなくしては実現不可能であります。

国際婦人年を契機として我が国の婦人の意識も、社会全体も大きく変化してきており、また変化の激しい経済社会を背景として女性の活動分野は以前に比べれば著しく広がってきております。

しかし、長い歴史の中で培われてきた男女の固定的役割分担意識が男女の活動の範囲を限られたものにしており、職場や地域社会のそれぞれの分野において政策・方針決定に参加している婦人は依然として少ないのが実態であります。

また家庭生活においても男性の理解と関心が十分でないのが現状であります。

このような視点に立ち男性も女性も政治、経済、社会、文化など国民生活のあらゆる領域で協力し、ともに役割と責任を果たすことができる社会を今後どのようにして築いていくかを話し合っていくことがこの日本婦人問題会議の目的であります。

幅広い分野から参加して頂いた出席者の方々によって実り多い討議が行われますことを期待してやみません。

最後に本会議の開催につきまして御協力を頂きました関係者の方々に心からお礼を申し上げて私の挨拶とします。

昭和58年5月27日

労働大臣　大　野　明

Ⅱ 活動事例の発表

1. 婦人の地位の底上げをめざして

— 婦人のための月曜電話から —

広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめる会

中 村 隆 子

1 広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめる会について

広島県から参りました中村でございます。

広島県の婦人団体を網羅して連絡組織を作ろうということで婦人の10年の後半に入りました昭和56年の4月「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめる会」といったものが出来上がりました。

この会は現在44団体が参加しておりますが、広島県下のほとんどの女性がそれに間接的に参加しているといえるような組織ではないかと思えます。

「婦人の地位向上と社会参加を進める」という1つの目的を持ちまして沢山の団体が集まりますとやはり相互に刺激が波及しまして、単位団体の活動も盛んになるようで、大変効果が上がっているのではないかというふうに感じます。

婦人を取り巻く教育の問題、社会の問題、家庭の問題、いろいろなものを部会ごとに分かれて研究会を行っていますのと、他に陳情書とか要望書とかを作成して行政にも訴えかけるといったようなことをやっているのです。

2 婦人のための月曜電話について

この会の名称が大変長いものですから、「すすめる会」と略しますが、このすすめる会として何か役に立つような事業をしようではないかということが出てきてまして、そのために婦人の身の上相談を電話でしようということになったわけです。この身の上相談の電話を始めようというきっかけは、この会の参加団体の1つであります「広島女医の会」というのがございまして、その女医さんたちが専門的な立場から技術ボランティアとしてレディースステレホンサービスという女性の性の悩みに答える電話相談を始めたわけです。これも全国的に珍しい例だと思うのですが、大変効果を上げております。これに触発されてすすめる会でも婦人のための身の上相談電話を始めたわけなのです。

広島県にも教育相談とか法律相談とか赤ちゃん相談とかいろんな相談電話、とくに女性のための相談電話はいろいろありますが、やはり相談電話というものはいくらあってもいいようでございましてすすめる会の方で月曜日にだけ限ってやる月曜相談電話を始めましたが、案外これが繁盛しております。

月曜日の12時から3時まで婦人会館というところに場所を借りまして、そこに今電話を3台置いて取り組んでいるのです。12時からということにしましたのは、働いている女性が昼の時間に電話をかけることができるようにという配慮からしたわけでございます。これは去年の6月から始めました。

始めてみますと、だいたい相談が1日に平均7, 8件ぐらいあります。長電話ですから3時間のうちに7, 8件電話があると絶えず電話がかかっているような状態なのです。去年の6月から始めて今年の3月までの集計によりますと、320件余り受けております。相談者の6割は30代から40代にかけての家庭の主婦たちです。

本日は30代から40代にかけての家庭の主婦がなぜ沢山の悩みを持っているのだろうか、それが婦人の地位向上と社会参加を進める上でのつながり、悩みをどんなふうを受け止めていくことが婦人の地位向上につながり、社会参加につながっていくのだろうかといったことを感じましたまま報告させていただきますと思います。

なぜこの年代に悩みが集中しているかということをつかの面で見たいと思うのです。1つには先般総理府が発表しました婦人の意識の国際比較調査の中で、男は外で働き女は家庭を守るという役割の固定化、そういった考え方をどう思うかという質問に対して、賛成しているというのが日本が諸外国に比べ群を抜いて多くて71%というのが出ています。役割を見直そうといわれているにもかかわらずこのような考えが依然として日本は諸外国の2倍もあるわけです。

こういった役割の固定観念がやはり30代から40代の主婦の悩みを多くしているのではないだろうかとも思われるわけです。と言いますのは、役割不適應からおきてくる家庭の悩み、夫婦の悩み、夫婦の崩壊のようなものが大変目立ちます。ほとんどの悩みがそこへ帰結するような感じがいたします。

国際婦人年以降言われております固定観念を見直すというのは、役割を男女が自由に取って協力していくという意味だと思うんですが、この役割不適應といえますのは役割を自由に選択して取っていくということが夫婦の間でできないことからくる夫婦の破綻という意味じゃないかと思うのです。例えば30代の主婦の悩みで役割不適應というのは、結婚しても何のメリットもない、結婚したら夫の言いなりで暮らさなければならない、何も自分としての生き方がない、だから結婚に疑問を感じて、自立したいから職業訓練校に行きたいのだけとか、何かそういった役割に対する疑問、かといって自立することはできないといった悩みがかなり多いわけなのです。昔はそんな悩みは悩みとして認められなかったわけです。ですから悩みでなかったものが今悩みになってきているということがあると思うのです。ですから、30代の主婦というのは昔の主婦が悩まなかったことを悩む自由を手に入れたというふうな感じがするのです。おそらく50歳以上の人たちはそういったことを思っても口に出さないうえに、そんなことを言えば叱られた世代に育っているのですが、今は悩む自由がありそれだけ30代主婦の悩みを多くしているのではないかと思います。

また役割不適應は男性の側にも起きております。男性の役割というのは大体働いてお金を家に持って帰って家族に対する経済的責任を取ることとされていましたが、相談電話にかかってくる妻の悩みというのは夫がそういった男の役割を果たさない、経済責任を全く持たないというのがとても多いわけです。働くのが嫌だと、夫が働かないというのも随分多いのです。働かないからお金が入らないそして家族の生活をみない、自分だけが遊んでいるといった自立できない男というのが大変多い。そのために夫婦に破綻がきているといった、どちらも役割が選択できないという場合が多いわけです。男女ともに自立していないから役割の選択が自由でないといった現象は昔のように役割固定がきちっ

としているときと違って比較的多くなってきたのではないかと思います。

それともう一つ、30代の主婦というのはいろいろな矛盾の最前戦にいてのではないかと思います。よく婦人問題はライフサイクルの変化ということでとらえられておりますが、ライフサイクルの変化というのがやはりライフスタイルの変化をもたらしまして、年代による価値観、生活スタイルなどいろいろなものが多様化し、変化してきました。ですから若い者と年寄りしかない時代は若い者は年寄りを物分かりの悪い存在と思い、年寄りは若い者を困ったものだと見るそういった二つの価値観の対立がありました。しかし今は断絶が細分化してきて、主婦の中にも主婦業に疑問を感じる人、外に働きに出る人、自立の能力が育っている人、全く自立の能力が育っていない人がいて、今の主婦というのはいろんな差があると思うのです。

女性の連帯というものは難しい、特に嫁姑というのが連帯の難しさの代表的なケースになっております。この月曜相談電話の一つの意義はこの問題を婦人団体が婦人の連帯で受け止めていくということにあると思われまます。

この相談電話を受ける側は大体社会的には姑年齢の人が多いのです。相談してくる人たちは若い主婦、30代が多いわけですが、こうなりますと姑世代と嫁の世代とが電話を通して理解を持っていくと言いますか、とかく若い者というものを否定しがちな世代の女性が嫁の世代をどれだけ理解し上げていけるかということにその意味があると思うのです。

大体婦人のトップの人たち、能力を持った婦人たちが集まって婦人の地位向上を進めているわけなのですが、やはりトップばかりが高まっていきましても、裾野のほうはなかなかどうにもならない。裾野と共に上がっていかなければだめではないかというふうに思われるわけです。

今のように、生活が多様化し価値観も多様化と非常に複雑な時代になりますと、今の高年齢の女性は一つの価値観でがっちりとしつけられてまいりましたので揺れ動くということが余りないのです。そして今の20代ぐらいまでの若い世代というのは非常にモラトリアム人間が多いと言われておりますように、何かまだ甘えている、依存が許されているというような面が社会的にあるので、その中でまだ揺れ動き方が少ないのではないかと思いますのですが、30代になりますと自立を要求されるわけです。自立が要求されるときに、自立能力が育っていないという大きな矛盾から30代の主婦の悩みが噴出してくるのではないかと思います。ですから、落ちこぼれ主婦が非常に出てくる世代ではないかと思うのです。もし古いモラルで厳しくしつけられ、頑張ってきたエリート先輩の女性たちが、そういった若い主婦の悩みを切り捨てていくとしたら、ますます落ちこぼれができていき、落ちこぼれ主婦は女が作っていくということになるのではないかと思います。

それで社会的に嫁姑の対立をなくすというところから女の連帯というのはできるのではないかと、相談を受けている姑世代の相談員たちも、これが自分の家の嫁の言うことだったらそう聞けるものではないでしょうが、よその嫁がいろいろ悩みを電話で言ってくるときにはやはり耳を傾ける。耳を傾けることによって何か心の中に連帯していくことができるのです。世の中には馬鹿な女がこんなにもいるものか、といったような見方をしている限り、女の連帯とか地位の向上とかいったものはできないのではないかというふうに感じられるわけです。

電話の相談内容というのはみんな似たようなものなのです。ですから、特にこれという決め手になるような答ができるものではないのですが、しかしこういった若い世代の悩みを知るということで私たちが連帯をしていくことを通しまして、何か社会的な活動効果を上げていくことができるのではないかと思います。

相談を受けていますと相談員同士の連帯もやはり必要になってまいりますので、研修会をやる、相談についての話し合いをするということで、私たちは少しずつ賢くなっていくと言いますか、成長しつつあるような感じがいたします。

出てくる悩みというのは、30代から40代にかけてはナンセンスというか、昔だったらそんなことを悩むのはぜいたくだと言われるような悩みが多くあります。

40代もだいぶたっていきますと夫の浮気とかが多くなってくるわけです。それと40代ぐらいになりますと広島県はやはり近郊農村も多いので農家の長男がUターンして帰ってくることも多く、お嫁さんも一緒に帰ってきます。それまでは都会で核家族で生活していたのに、田舎に帰らなければならないというわけです。田舎に帰っても別に農業をするわけではなく、夫はお勤めをして、妻は大家族の中に組み込まれていくのです。そのときの妻の悩みというのも数多く出てくる問題です。これも女の一生というものを思わせるわけですし、いくら都会で夫婦2人で生活し、子育てをして、サラリーマン的生活をしていてもやはり農家へ帰って行かなければならない。農村では大抵帰ってきてても別に農業はしなくてもいいというのが結婚のときからの約束です。それで実際に農村に帰りますと農業はいたしません。ただ舅姑とかあるいは小姑とかそういった大家族の人たちは農業をやっている、それに対して台所係を嫁さんがするわけです。そうしますと台所の中でただ三度三度の炊事を受け持っている空しさ、そして農業をしていない、生産労働に自分が参加していないということからくる後ろめたさと一緒になりまして非常にやり切れない思いがする、といった相談もちょくちょく出てきます。

初めから農家で頑張っている農村婦人の場合は、そういった生活の変化からくる悩みではないのですが、やはり現在中高年の農村婦人になりますと年寄りをみ、夫をみ、そして若夫婦は共働きで出て行きますから孫をおもひする。それから農業もしなければならぬ、中にはまだ牛を飼っているという人もいます。そういった疲労がたまって非常に身体が辛いといった悩みが50代から60代にかけての農村婦人には典型的に見られる悩みです。そういった農村婦人の中にはその上、かなり年を取っている夫なのですが、他に女を作って何十年もそっちへ行っているといったケースもあるのです。

60代になりますと、お決まりのコースで夫が停年退職して家で朝から酒を飲んでくどくどしく絡むので息の抜き場がほしいといったようなことがあります。中には息子が離婚して子どもを連れて親のところに帰ってくるから、親は孫を育てなければならぬし、夫は病気で寝たきり老人になっていくしといった息子の離婚のために年を取った親が子育てで負担が大きくてつらくなるといったケースもあります。

私たちがねらっていますのは、いわば落ちとぼれ主婦をいねいに私たちの仲間として心をつないでいく、そうやって婦人が連帯して婦人の地位の底上げといったことをしていかなければならないのではないかと思います。それを今現在やっているわけですし、今後私たちも勉強しなければなら

ないことがいろいろあるわけです。

家庭というものは、本当に男女双方が参加していくものである。女性が社会に参加するということもなかなか大変ですが、まず家庭の中に男女が一緒に参加していくことはどういうふうにしていけば可能なのか、こういうことを電話を通してみんなと話し合っていく、相談し合っていくというような相談電話であるように方向づけて今行きつつあるわけです。

十分ではございませんが、この報告でお済みいただいて終わらせていただきたいと思います。

2. 子育てで知ったおやじ群像

愛 知 県

本 田 勝 也

1 子育てへの参加

ただ今紹介していただきました本田です。

私の住んでいる町で一緒に子育て運動に励んでおりますおやじたちを紹介するのが私の話の目的です。今日は日本婦人問題会議ですが私の話の中には婦人が余り出てきません。母親がぼやっとしているわけではありませんで、母親も一緒に頑張っております。おやじたちが何かと言えばしゃべっているんなことをやっている、そういうのが珍しいと思われたらしくてこういう会議に呼んでいただいたんだろうというふうに理解しております。

私の住んでいる町は名古屋市の北区の東に位置しまして、中小の工場が郊外へ移転したあとに高層住宅が建ち並んだ人口急増地域であります。私が子どもの頃にはまだ田畑や何かも結構残っていましたが、現在は住宅と駐車場とそういう地域になってしまいました。

私がこの町でおやじたちに初めて会いましたのは、長男が10年前に入所しました共同保育所です。私は母親も働き甲斐がある仕事について、働き続けるということは当然であると思っておりましたので、ちゅうちょすることなく共同保育所の門をくぐりました。どこの共同保育所でも同様だろうと思いますが、私が子どもを預けました保育所も大きな赤字をかかえておりまして年間100万円以上の赤字をかかえておりました。100万円以上の利潤を目的にするような物資販売活動など初め全然想像できませんでしたが、20人そこそこのおやじたちが、母親たちが、保母さんたちが力を合わせて智慧と才覚を出し合って心をつ一つにして頑張り、目標を達成してしまうわけです。そういう団結の力というのを目のあたりに見まして、そういうおやじたちのしたたかな生き方というのに感銘を受けまして、私自身もだんだん積極的に保育運動にかかわるようになりました。それともう一つ積極的に参加する理由になりましたのは、そういう活動を通じて自分の子どもだけでなく、どの子どもも可愛く、共同して子どもの成長を喜び合うそういう関係、そういう共同の子育てということに非常に感銘を受けたからに他なりません。

2 学童保育所での活動

子どもが大きくなるにつれまして、子育て運動の場は学童保育所に移ってまいりました。留守家庭児童の放課後の生活と安全を守るために学童保育所というのが作られておりますが、今現在子どもを取り巻く環境というのは非常に厳しいものがあると思います。遊び場を取り上げられて子どもたちはそれぞれの塾通いではばばらになっております。以前のように異年齢集団の中で一緒に暗くなるまで遊び回るということはできなくなっております。それから、核家族の中で親が働く場面というのを子どもたちは知らずに育っております。現在の非行の低年齢化ということはこういうことと深く結びついていると思います。両親が働いていたり、母子家庭であったり、父子家庭である子どもの場合はよ

り深刻であろうというふうに思います。

両親が安心して働き続けられるために学童保育所というのはなくてはならないものになっておりますが、残念ながら国としての制度がありません。そのため各自治体で多様な形態が取られております。東京のような場合には公立、公営になっておりますが、名古屋市の場合にはほとんどの学童保育所が助成金方式と申しまして、市から助成金が出ますがほとんど財政は父母が共同で運営するという形になっております。共同保育所ほどではありませんが、学童の場合でも年間数十万円の赤字をかかえて物資販売活動とかバザーとか廃品回収とかそういう活動をしなければいけません。ですから両親とも働いて忙しい上に更に時間と労力を費やさなければならないわけです。

こういう父母の苦労があるにもかかわらず私たちの上飯田の町で学童保育は7年前15名で出発しましたが、現在は5か所170名の子どもたちが学童保育所に通うようになっております。学童保育所には先程言いました今失われつつある異年齢集団があります。上級生は下級生をまとめていく力を養われます。下級生は上級生を大きくなっていく目標とすることができます。20人とか30人、ときには100人以上の大きな集団で遊ぶ喜び、楽しみを知っております。大きい子にぶつかっていくには勇気がいります。小さい子にはいたわりの心が必要です。そういう心が学童保育の中で養われていきます。それと一般ではなかなか経験できないようなことも学童保育所では経験できます。1年生から包丁を持たせて食事づくりをやります。竹馬とかこまとか今ではなかなかやれない電車遊びも教えてもらえます。10キロとか20キロの道をたどって歩くだけの遠出で身体も丈夫になります。夏休みには1週間に及ぶ林間学校も開かれます。子育ての専門家として指導員は子どもの成長を促すように援助をしております。上飯田の町で学童保育所がこのように増え続けたのは、共働き家庭というのが増えているということも確かに大きな原因ですが、学童保育の内容が多くの地域の方々に認められたものだと考えております。

厳しい学童保育所の運営を支えるためには父母の固い信頼関係と団結が不可欠です。私たちは毎月2回の父母の会を夜やっておりますが、そういう父母の会とか行事にできるだけ父親が参加するように呼びかけております。母親だけでなく父親も子育てに責任を負うべきであるという理由ももちろんありますが、それだけでなくできるだけ学童保育所の運営を広い目で見たいという理由もあるからです。

初めは2、3人のおやじたちが大勢のお母さんたちに混って頑張っておりましたがだんだん増えて参りまして、上飯田の町で5か所合わせて50名以上のおやじたちがしゃばってくるようになりました。こういうおやじたちがなぜ子育て運動にかかわってくるのかということですが、それはもちろん子育ての共同責任を負うということもあると思いますが、そういう義務感だけではなくて、いろいろなおやじたちと巡り合う中で、自分の人間性というのか、自分自身が成長していくとそういうことを感じ取っているからではないかと思えます。

子どものことは母親まかせで会議やなんかで遅くなってくるお母さんを怒鳴っていたあるおやじは父母の会に乗り込んできてその場で大の男たちが子育てについて真剣に語り合ったり、よその子どもに対してづけつけものを言ったりするそういう父母の会の語り合いに新鮮な驚きを感じまして、これ

までは「麻雀必勝法」を持って歩いておったわけですが、それからは教育関係の本に変わったという人も現れております。また別なおやじさんは、お母さんがいかにもえらそうだ、それじゃおれがのぞいてやろうかという格好で父母の会に出てきて、今までとは違った世界がそこにあるということを知るようになりました。

そういうふうにして、学童保育所に参加してきましたおやじたちはすごいパワーを発揮しております。役員会を構成するのに、母親がちょっと少なすぎて母親の意見が汲み取れないんじゃないかと心配するほど役員をおやじが占めてしまうようなことがままあります。そういうおやじたちの出番は運営のことだけではなくて、こま大会で昔覚えた妙技を披露したり、寒い冬に河原で野宿をやったり、夏休みには田舎の小学校を借りて1週間の林間学校をやったり、いろんな活動の場面におやじたちは活躍しております。

私たちの活動にはアルコールは欠かせません。私たちは父母の会がすむとコップを傾けながら二次会をやっております。飲むだけではなくて人生について、仕事について、夫婦の間、子育てはどうか政治はどうかと、そういう真剣な話し合いをします。そういう中でお互いに教えられたり、励まされたりすることが大きな楽しみになるわけです。その場所は一杯飲み屋であったり、ある家の居間であったりします。このようにして父母の固い絆は結ばれて共同の子育て作業は進んでおります。核家族化が進んで職場でも労働強化や疎外感が強まっている現在、子どもを中心にすえたおやじたちの連帯はますます必要になっていると思います。

9 上飯田恵那の家

私たちの子育て運動の象徴は山の家づくりだと思います。一昨年の5月のことでしたが例によってあちらの家こちらの家と集まっては飲んでおりました。お互いに幼なかった頃、川で餅をとったり、山でうさぎを追っかけたりという話をしておりましたうちに、今の子どもたちにそういう自然を満喫させるような施設があったらいいなということに話がいきましました。その中で私が昔ひょんなことから別荘分譲地を手に入れてそのまま放ってあることを思い出しまして、そこに作ろうじゃないかということになりました。

場所は岐阜県恵那市と中津川市の中間にある根の上高原という台地を切り開いた分譲別荘地です。ちょうど高度成長の土地ブームのときに開発されたものです。私たちの町からちょうど高速道路を使って1時間30分で現地に着きますので距離的にも手頃なところですよ。別荘地と言いましても実際に別荘が建っているのは2、3軒ぐらいでほとんど自然のままであります。夢はどんどんふくらんでいまして、初めは簡単にプレハブでもそこへ建てたらいいじゃないかという話がありましたが、仲間に大工さんがおりまして「私がおればあとは素人でもできる、私が保証する」と言いましたものですから、その言葉に乗りまして自分たちの力で手造りでやってみようということになりました。

慎重に構えるおやじたちは余りおりませんですから、それでもう半分以上できた気になったわけですよ。呼びかけ文を筆のたつものが作りましたので、そこに私たちの気持がこめられていると思いますので、ちょっと読まさせていただきます。

呼　　び　　か　　け

根の上高原ロッジ「上飯田恵那の家」建設趣意書

上飯田の町に住み、またかつては住み、そしてこれからここに生きようというもたち。この町で暮しをきづき、子どもを育てることの結びつきで友情をつちかったもたち。私たちは、親と子、家族のうちから育んだもの以上に、この地域の、子育てと生活と健康を守る共同のいとなみから息子、娘たちより増して自分を育てている実感を持っているのではないのでしょうか。この共同の、議論し、汗を流し、ときに飲み交わす生活の中から、政治を変え、街を変え、人びとを変えていく展望のゆたかさを実感できるのではないのでしょうか。この結びつきを力として、もう一度つかみなおし、俺たちのロッジを俺たちの手で創り上げることを提案します。

子育てと、おさんどんと、洗濯と、会議と、物質販売の生活から、ときには離れ、萌え上がる若葉や、紅葉、原生林、みづうみ、銀世界……そんなナマの自然のド真中で、若かったときや、人生を火を囲んで語り合うロッジです。青年たちが泊り込みで合宿をしたり、少年たちが自主的な集団生活をしたり、保育園のひとクラスが親元を離れる体験を初めてもったり、そんな楽しい利用に供される共同の山の家です。

この建設に参加した者たちだけが利用するロッジではありません。文字通り、上飯田の街と、ここにある様々な集団、団体に開放され、運動の発展、街と俺たち全体のために創られるのです。参加した者たちの最大の特権は、「あの羽目板はおれが張った。この床板はあのおやじが打ちつけた」などとエラそうに自慢し、あの翌日の足腰の痛さをなつかしく思い出すことです。

私たちはこんな提案に本気で乗ってくるおやじや母ちゃんたちがゴロゴロしているこの街上飯田を愛し、提案の実現とさきの楽しみを確信しているのです。（中略）この呼びかけを受ける資格があると自認するひとたち、知らされなかったら少々気を悪くするだろうなかまたち、金と智恵と力と夢を出し惜しみしないで、俺たちの共同の財産をもういっちょ生みだそうではありませんか。（1981年初夏、発起人7名連記）」

こういう呼びかけを作ってそれからは資金集めとか設計とか要員係とか分担を決めて仕事にかかりました。一口20万としまして資金として600万の目標を立てました。私たちの上飯田の町には奇様な人が30人はいらるだろうと見積ったわけでありました。実際は半口とか1万円の人もありましたが、思いがけない人が出資してくれたりしまして、目標の金額を集めることができました。その作業の風景を撮りましたスライドがありますので、感じを汲んでいただきたいと思います。

（スライド）

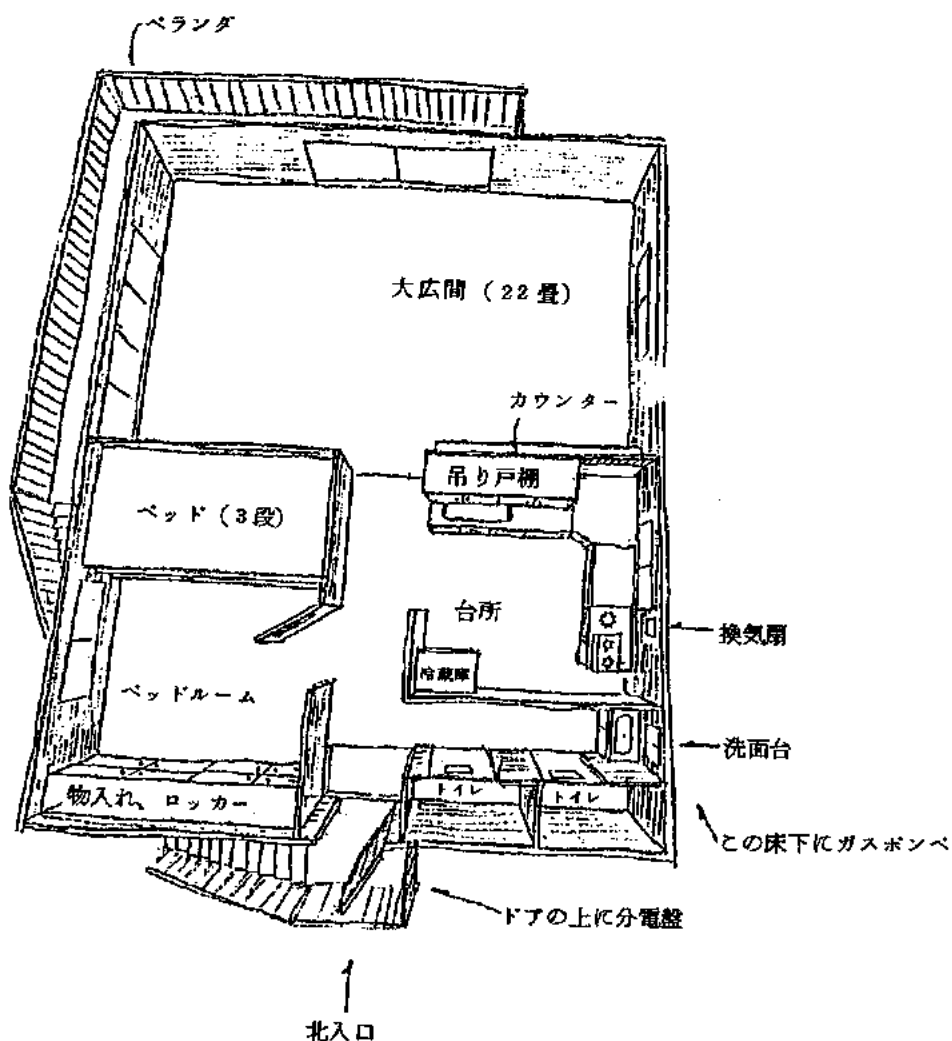
ときには大集団で、ときには都合のつけられるもの2、3人でというように、時間を見つけて現地まで車を飛ばして作業を続けてきました。大工の仲間を棟梁に仕立てて、ずぶの素人たちで井戸を掘り、床を張り、壁を積み、梁を上げ、屋根を打ちました。今までかんな、のこぎりなど持ったことのない連中が教えてもらいながら、おっかなびっくり取りかかっているうちに何とか様になってくるから不思議です。やっているうちに作ること自体が非常楽しくなって参りました。作ること自体に飢えて

いたとでもいうのでしょうか。大勢の人が入れ替わり立ち替わり参加しまして延 200 人以上の人が何らかの形で参加したと思います。

このようにして1年と3か月で心配されたけが人も出ることなく無事に完成させることができました。昨年8月28日に落成記念の宴を盛大にやりました。老いも若きも男も女も、子どもも赤ん坊も150人ほどの人々が集まり大いに楽しみました。「上飯田の町にはどえんけな奴が一杯いるな」と言って応援にきてくれたフォーク歌手がたまげまして大いに乗りまくってくれました。

ひょんなことから始まった山の家づくりでしたが、山の家を作り上げる過程で私たちが獲得した財産は大きいものだと思います。山の家は上飯田の町の子育ての象徴です。共同保育所や学童保育所など地域の人々と共同の子育て運動をする中で、長い歴史の中で人と人とのつながりができていたからこそ大勢の人が参加して山の家はできたのです。

根の上高原ロッヂ 上飯田恵那の家見取図



ある人が私たちの山の家づくりを讃えてくれたことが印象的でした。「子育て教育はすぐ結果が出るものではない、何十年先になってやっと光るものだ。あなた方の子どもたちが大人になったとき、この山の家を見て、おやじたちが力を合わせて作り上げたことを思い出すだろう。この山の家を見て力を合わせることがいかに尊いかを教えられるだろう」この言葉ほど私たちにとって心強いものはありません。

4 まとめ

子育ての中で知り合ったおやじたちは苦勞を楽しみに転化させて、何事もまゆをつり上げることなく楽天的にとらえてかつやりとげてしまったかさを持っています。

しかし、私たちの輪の中に入れないおやじはまだ沢山あります。確かに夜遅くまで仕事に追われ、とてもそんな余裕はないというのは本当のところだと思いますが、何とかして1人でも多くのおやじたちと近づきになりたいというふうに思っております。きっとその人たちからも私たちは素晴らしい面、いい栄養が吸収できるんじゃないかと期待しているからです。

子どももだんだん大きくなり、そろそろ学童保育所を卒業する時期になってきました。子育て運動で得たものを土台にして地域のいろんな活動に参加しているおやじたちも現れています。子ども会や町内会、自治会、PTAなど子育て運動の輪をもっともっと大きくしていきたいと思っております。

3. 政策決定の場に婦人の参加を進める

長野婦人問題研究会

中 村 竜 子

1 長野婦人問題研究会の概要

私どもの活動事例は「政策決定の場に婦人の参加を進める」ということでございます。

初めに長野婦人問題研究会の組織及び運営等の概略を申し上げたいと思います。この研究会を発足させたのは昭和53年7月でございました。この結成のきっかけになりましたのは、50年7月に国際婦人年長野県大会が1200人余の婦人の参加を得て開催されたことです。県内の婦人がこれだけ多く一堂に会して、しかも一つの目的でつながり合うなんていうことはかつてなかっただけに、この集会というのは大変感動的な集会になったわけです。そしてこの感動が、このときにこそ婦人の新しい歴史を刻むために何かしたいという参加者個々への揺さぶりになり、加えて世界行動計画、それから国内行動計画の策定がこの気持ちに拍車をかけました。

そんな折に婦人少年室長のお骨折りで講演会等で長野に来長される講師で特に国際婦人年にかかわる活動をしていらっしゃる先生方との懇談会を再度にわたって開くことができたわけです。その会を2回、3回と重ねるうちに国際婦人年、国連婦人の10年にふさわしい会を何とか作りたいという声が上がりました。そこの仲間たちが呼びかけ人になってできたのがこの長野婦人問題研究会というこの会なのです。

会の目標を「憲法で保障された個人の尊重と男女平等の原則に基づき、国際婦人年で採択された『平等・発展・平和を目指す国連婦人の10年』に向かって自らが強力な推進力となり女性の地位向上を図る」というようにいたしました。そして世論の形成と環境整備を図ることを活動の重点にすえて、会員が各々の分野でその能力を十分に発揮しうる基盤としての機能を持った会として出発したわけなのです。

会員の資格というのは、個人参加を原則といたしまして、婦人問題に関心のある者なら誰でもということで、男女の枠を設けませんでした。したがってここに集まった会員は男性5人を含めて111人です。男性5人の職業は大学の先生が2人、それから弁護士さん、会社の社長さん、ジャーナリストです。

そして年間の事業としてはみんなそれぞれ仕事を持っておりますので、何回か集まるというのはとても大変なのです。それで隔月例会という形式を取りまして総会を入れて年6回集まることにしたわけです。

6回の事業内容としては講演会が1回、それから「各界婦人代表と語る」ということで、各界で活躍の婦人の代表をお招きしてシンポジウムをするわけなのですが、これが1回。それから「会員研究発表」それに「交流会」、これは討論会でございます。それから「地区研究の発表」という、これがいよいよ年間の事業内容になっているわけでございます。

地区研究と言いますのは、県内全域に会員が散らばっておりますので、隔月例会と言っても集まるのがとても大変なのです。その中で本会にこられなくても地区に集まれるような状況をということとそれからもう1つは地区の実状に即した研究課題の取り組みの必要を感じて実施しているものなのです。

県内を3つのブロックに分けてそしてその中で主体的に地域の実状に即した調査、研究を進めるといような形を取っているわけでございます。今までこの3つのブロックでやって参りました研究活動は、1つは介護者の福祉を考える高齢者介護に関する問題、それからもう1つは男女間格差への対応として、労働力の適正評価、男女の労働力がどう適正に評価されているかということなのです。それから政策方針決定の場に婦人の参加を進めるための行政面への婦人の登用の現状と課題。これがこの3つのブロックで取り組んだ課題でございます。そしてこの研究のまとめが今現在地域を小さなところから変えていく実質的な力になっているわけです。

以上が組織と活動の概略ということです。

2 婦人の登用調査を実施して

次に地区研究活動を通して行って参りました政策方針決定の場に婦人の参加を進めるための行政面への婦人の登用調査の実施とその活動について御紹介したいと思います。

行政面への婦人の登用状況調査は主として県の中南部の12市町村を対象に行ったものなのですが、管理職、審議会等への女性の登用状況を中心に調査いたしました。

これは55年に行いましたが、この結果をみますと行政面への女性管理職は専門職は別として、行政職、一般職では係長、主査どまりなのです。しかも係長、主査のいない市町村が12の市町村の中で6地区ございました。そして12の市町村の中で登用されている係長、主査クラスは何人かと言いますとたったの25人ということでございます。200人に1人しか登用されていないということなのです。

また審議会委員等への登用率も8.1%ということで、各市町村においては5%以下というところもございました。このとき県の女性の審議会委員の登用率が10%近くとなっておりますから、これをはるかに下回る現状であったわけです。特に教育委員あるいは選挙管理委員は議員の推薦により市長が任命し、議会にかけて承認してもらうという形を採っているところが大変多いものですから、女性が選任されにくい状況にあったわけです。

そこでこの調査資料を基にして、調査した市町村ごとに理事者との懇談を持ちまして、その中で3つの要望をしたわけです。

第1に教育委員、選挙管理委員にぜひ女性を登用してほしい、それに尽力してほしい、そして女性委員を登用するに際しては複数を考えてほしいということと、第2点としては行政職における女性の昇進、昇格について特に配慮してほしい、これと合わせて長野県の婦人団体が1つにまとまりまして長野県婦人問題県民会議という組織がありますが、ここで各市町村における婦人総合窓口の早期実現の活動をしておりましたので、その同調行動としてこれを第3の要望として申し入れたわけです。

また婦人の代表は地域婦人会だけというような慣習が行政側にありますので、この固定化した意識をなくすために何とかしようと広い層から人材登用を推進する必要があるということになりました。

その人材を発掘し、名簿を作って市町村に提出してこの実現も図ってきたわけでございます。

この懇談会を通じた結果というのはすぐには出ては参りません。しかし、その後の調査で市町村によるばらつきはあるのですが、1%から3%程度女性委員が増加しておりますし、また切替え時にはこの点について特に配慮がされていたと思うのですが、現在は当時より各市町村とも平均して10%近く女性の委員を増加させております。

ところでこの調査と活動を通して感じられたことというのは要望を声にしていくこと、要望を声にして理事者に伝えるということも大事なのですが、もう1つ婦人自身が政策決定の場に参加して活動することの必要性でございました。

そこでもう一方の動きとして、今回の統一地方選挙に女性議員を誕生させる活動を起こしたことでございます。これには私どもの研究会の活動だけでなく他の様々な動きはもちろんですが、会員自らが出馬したのが3地区4人ございます。それから、多くの会員たちは女性議員を送り出す裏方役の中心になって活動いたしました。この結果県内で21名の女性の候補者を立てることができ、その中で17名を当選させるという快挙を得たわけでございます。そしてこの議員選出の動きというのは登用調査を実施した市町村に集まっており、やはり何かを投げると動くのだなあということを、この女性議員選出の動きの少なかった地域はそのことを強く感じさせられているわけです。

このことによって女性を取り巻く状況、特に政策方針決定の場への女性の参加状況も大きく変わることを期待しております。

現に今年の2月でございますが、県で行った市町村における審議会等への女性の登用率を見ますと長野県で一番多く女性の審議会委員が登用されているのは女性議員のいる地区なのです。そしてこの地区の登用率は全体の4分の1強25.4%女性が登用されております。そのような意味で変わっていくことを更に期待しているわけでございます。

なお、この登用調査を行った地区では、本年の取り組みとして現在ある審議会や委員会が適正に機能しているかどうかの見直しを研究課題にしてお進めていく予定になっております。以上が行政面への婦人の登用調査を実施した活動の状況でございます。

3 行政機関、議会への働きかけ

ただ今申し上げました婦人登用調査の実施などが地区研究の活動の取り組みになっているのですがそれに可能な条件を整えていくのも本会の活動になるわけでございます。行政、議会への働きかけというのはその1つでございました。

そんな中で会員が智恵を集めて、お金がかからなくてそして効果を十分生かすにはどういう方法があるだろうかということを考えた結果、これについてはその時々課題解決に向けて最も必要な人を招いて語る会というような形でもって理解してもらったかどうかということで、意見がまとまりそれがこの行政、議会への働きかけの1つの形になったわけでございます。

働きかけの方法としては対話集会形式、つまりお呼びしてそして私どもの今要望したいと考えていることを伝えて答えを頂くという形になっていますが、この事業は総会の記念行事として定着いたしまして、毎年それぞれの課題解決で一番必要な人を招いて行うような形を探っております。

現在までに「知事と語る」「県議会議員と語る」「市町村婦人議員と語る」「首長と語る」を実施してまいりました。

なお本年度の総会で予定しているのは、国連婦人の10年も2年6か月を残すだけになりもう1つは長野県婦人行動計画完全実施年のちょうど中間年になるわけでございますので、県行政へ必要なことを申し入れていこうということで「知事と語る」を予定しているわけでございます。

語る会の成果について若干触れてまいりたいと思います。

まず最初に行った「知事と語る」では、当日知事が急用、副知事が代役を務めてくださったわけです。そのとき私どもの会からは4つの提言をしました。(1)長野県婦人行動計画の早期実現、(2)審議会、委員会等への婦人の参加促進、(3)婦人関係予算の増大、(4)婦人総合センターの設置というこの4点を提言しました。そののち前知事が病気で辞任されることになり、副知事が知事選に出馬されたわけですが、このときの要望が知事の公約になっておりまして、現在そのほとんどが果たされつつありもう少しで約束が全部果たされるというところになっております。

審議会委員等への登用率も58年4月の調査では11.4%になっております。長野県婦人行動計画では60年までに12%という約束があるわけですが、これがもう少しで達成されるというところになっております。

しかし、方針決定の場に婦人の参加についてはこれでいいというわけではありませんで、更にこの数を拡大させるべく私どもも活動を考えていきたいと思っております。

「県会議員と語る」—県会議員さんと語ったことは、県議団の理解と協力が行政施策の推進の上で大変大きな影響があることを考えまして実施したものでございます。

婦人問題については県議会の一般質問で行われたのはほんの1、2回、しかもつけたし程度という寂しいものでございましたので、県会議員さん全員に今婦人問題にどうとり組まなければならないのかということの浸透を図る方法として、各会派、各党派の代表の出席を求めたわけでございます。

私どものこの婦人問題研究会、略して婦問研と呼んでおりますが、この婦問研の会員は大変少ないし、県会議員にとっては票になる地盤ではございませんから、果たして出席してくださるだろうかと懸念していたのですが無所属会派を除き出席の通知がまいりました。欠席の理由はあとで伺ったのですが、なるほどそうだなあと思いましたが、無所属会派の中では誰を出席させても内輪の中で問題が残るということなのです。そういうことで欠席の通知がございましたが、あと各党からは全員代表者を送って頂いたわけです。

語る会を実施した収穫というのは、県会議員さんとの対話による内容の成果もちろんあるのですが、私どもは他の面で大きなものを得ております。その1つは出席議員さんが婦人問題対策について世界の動き、それから国、県、市町村の状況まで非常によく勉強して御出席になったということです。私どもは伺っていて驚くくらいの勉強をしてきてくださいました。それから、もう1つはこれは私どもにとっても予想外だったんですが、話し合いの中で県会議員さんのお一人が、「婦人問題について今日みんなからこのような話を聞いて我々が答えるという通り一べんの対策が本当の対策になるのだろうか、これではいけない、どうだろうか、婦人問題について我々県議もしっかり勉強してそして正

しい対策を講じていく必要がある。そのために超党派で婦人問題に対する対策を考える会を作ったかどうか」という発言があったわけです。むろん出席の各党派の代表も賛成されまして、このことはいつできるのかなというぐらいに思っていたのですが、実は2週間後にこの語る会に出席した議員さんが呼びかけ人になりまして、当時長野県の県会議員は60名で今は61名ですが、そのうち41名の参加によって長野県婦人問題議員対策連盟の結成がなされました。

この議員対策連盟というのは県会議員団の婦人問題総合窓口としての性格を持つものになっており、また県段階における婦人問題対策に対しての一般の婦人たちとの太いパイプの役割も果たしているわけでございます。これが「県会議員と語る」の成果でございました。

また「市町村婦人議員と語る」これは研究活動の結果も踏まえて女性議員の数を県下各地で増やしたい、その誕生を願って実施したものでございます。したがって女性議員進出に向けての活動のあり方、女性の連帯の問題などを中心に語り合ったわけです。ここでの触発が女性議員を誕生させる地域の母体づくりに発展いたしました、その翌年早々、その間は5か月ぐらいいしかございませんでしたが、女性議員のいなかった地区に新たに女性議員を誕生させることができました。

そしてまた本年の統一地方選挙は先程申し上げましたが17名の女性議員の誕生を果たしたわけでございまして、私どもがこの「市町村婦人議員と語る」という会を持ったときには9名しかいなかった女性議員を今度の統一地方選挙で一挙に21名にすることができたわけです。これが「市町村婦人議員と語る」をきっかけに今動いている状況でございまして。

それから57年度に実施したのが「首長と語る」ということで、市町村行政こそ婦人問題の本当の解決の場であってほしい、それから先程広島の中村さんのほうからも報告がありましたが、地位の底上げというのは本当に大事だと思うのです。底上げには市町村側の理解ある対応が必要ということで、そんな願いで取り上げたわけでございます。

そして市長会長さんと、町村長会長さんのお二人を通して県下全域にその浸透を図ったわけです。その申し入れの1つである政策方針決定の場への婦人の登用については、本年2月に県で行った市町村の審議会等への登用率の調査結果を見ますと、今20%以上の女性の審議会委員を擁している地域は8地区でございます。逆に10%以下は122市町村中31地区のみという現状になっております。私どもの働きかけだけの成果ではないのですが、やはり何かが動いてこのようになったのだということを認めているわけでございます。

しかし、このことと同時に女性自身の在り方への指摘も同時に数多く伝えられてきているわけでございます。

その中の1つなのですが、ある村長さんが、女性の農業委員会委員、つまり農業委員を村長の任命枠で誕生させたのです。ところがすぐその女性から断りが入ってきたというのです。なぜかと理由を聞いたら父ちゃんが「おれだってやったことねえのに、お前から先にやることねえじゃねえか」と言って余り良い顔をしないというのが理由だということなのです。そこでこの村長さんは「こんなようじゃ本当に安心して女性を審議会委員などに登用することはできない、せっきくの農業委員も見送りになった」とこうおっしゃるわけなのです。ですので「それは村長さん女性側の問題ではなくて、村

長さんの村の父ちゃん教育に問題があるんじゃないですか、父ちゃん教育も一緒にやってください」と私は申し上げたのです。そしたら「父ちゃん教育はもちろんやるさ、やるけどもあなたたち女性を審議会委員に登用させるというからには父ちゃんを説得するぐらいの力も持ってもらわなきゃ」と言われたのです。私も本当にそうだと思います。私どもも婦人たちのかかえている問題の中でふだんは触れないように通り過ぎてきたこのつけに直面させられまして、一番しなければならぬ課題をやり残してきたことを今痛感しているわけでございます。この他にも様々な指摘が伝ってきております。

ところで、農業委員は選挙や農協関係からの選出の他に学識経験者ということで各市町村とも5人以内を市長の任命枠で推薦して農業委員にすることができるわけなのです。このことを、この問題を通して知りましてそれならこの枠のうち女性農業委員を1人でも2人でも確保してもらおうということで、今各市町村を尋ねて、この申し入れを地区活動として行っているわけでございます。現在女性の農業委員のいる地区は県下で2町村しかございませんが、この活動を通して更に増えることを期待しているわけでございます。以上が行政、議会に行ってきた働きかけの内容でございます。

4 今後に向けて

最後に今後に向けての活動にひと言触れて終わりにしたいと思うのです。

私どもは昨年度の活動目標を「婦人の進出分野を広げよう」といたしました。そして政策方針決定の場に、職場に、家庭にそのことの充実を願って討論会、講演会等の学習の他に各関係機関への申し入れも行ってきたわけでございます。

しかし、私どもはこのような活動を通して、女性自身がこれに答え得る力を持たなかったら政策方針決定の場でも、数の上で何とか形を整えることができましても、真の男女共同参加による社会実現の力にはなっていないのではないかとということを新たに感じております。

これらの反省と合わせて、今後の活動で何をなすべきかを考えていきたいと思っております。この点について皆様からも御教授を頂ければ幸いです。

以上を申し上げまして、「政策決定の場に婦人の参加を進める」という長野婦人問題研究会のさやかな活動事例でございますが、発表を終わらせていただきます。

Ⅳ 全 体 討 論

あらゆる分野への男女の共同参加

—平等・発展・平和をめざして—

司会・講師 フジテレビニュースキャスター 有 馬 真 喜 子

講 師 筑 波 大 学 教 授 阿 部 齋

信 州 大 学 教 授 高 梨 昌

各分野における活動報告

6 婦 人 団 体

一活動報告一

1 婦人の政策決定参加の推進運動について

日本婦人有権者同盟

松 浦 三知子(東京)

今日午前中に長野の中村さんから調査活動を中心に御報告がございましたが、私も調査活動を中心に進めてまいります。

私ども日本婦人有権者同盟は、婦人参政権の実現に備えまして1945年の11月3日、敗戦後いち早く結成いたしました民主団体でございます。平和と民主主義、男女平等を基盤といたしまして政治教育を行ってまいりました。1975年国際婦人年で主張されております平等・発展・平和、これはまさに私どもの団体の多年の基本姿勢でもございました。殊に戦前から婦人参政権獲得運動の流れをくんで結成されました私どもの団体といたしましては、婦人の政治参加は運動の主流としまして今まで運動を続けてまいりました。

毎年、私どもは長い間、婦人の公職参加を進めましょう、という一項目をその運動目標に掲げて今日に至っております。しかしながら、実績がなかなか進まないということで、非常に疑念を持っていたわけでございますが、1975年の国際婦人年を契機に、国内行動計画の実現達成のためにも、ここでどこに隘路があるかということのを少し考えようと、調査活動を行ってみようということになりました。そして二通りの調査を行ったわけでございます。まず一つは、東京都の26市・23区を中心に、77年を第1回として3回行いました。第2回目の調査を行いました1978年には都道府県、政令指定都市を対象に、調査を行ってみたわけでございます。

東京都の調査項目としては、公選によるもの、これは市長・区長と議員でございます。議会の選任又は同意を得るもの、これは選挙管理委員会、教育委員及び人権擁護委員の3委員に絞りました。首長の委嘱又は推薦によるもの、これは民生委員推薦委員等の8委員でございます。その他設置要綱によるものは民生委員等7委員でございます。

公務員における女子管理職、これは課長相当職以上を対象とします。また婦人問題窓口の有無、そしてそこに女性がどのように参加しているか、一般参加による婦人問題会議が設置されているかいないかということを調査したわけでございます。

この調査には、この2回とも各自治体で女子公務員の管理職、あるいは各種委員会等への登任用の計画がおりになるかならないかということを対象といたしてまいりました。時間がございませんので、ちょっと端折ってその調査結果を申し上げたいと思います。政令指定都市、都道府県については省かせていただきます。

東京23区・26市につきまして、第1回では公選によるものは6.8%でございましたが、第3回は7.2%になりました。選挙管理委員は、6.3%が8.3%に上昇いたしました。教育委員は、12.7%から13.9%になりました。人権擁護委員は、初めも18%、3回目も18%でございます。民生委員推薦委員は、13%が15.1%になりました。公務員の関係では、課長相当職が2.3%から3.5

％になりました。婦人問題窓口ありが22％から53.1％になりました。婦人問題会議の設置が4.1％から20.4％という急速な伸びを見せております。

この調査をしまして私どもが分かりましたことは、東京都の自治体において婦人議員数と、議会で選任及び同意を得る選挙管理委員、あるいは教育委員、人権擁護委員、この相関関係を図表にしてみますと、議員の多い所はやはりその3委員も多いという結果が出たことです。その影響力がたいへんあるということを知ったわけでございます。

例えば中野区では婦人議員が4人おられます。8.7％です。そして3委員は5人で27.8％です。武蔵野市は婦人議員が4人で11.1％、3委員が5人で33.3％。秋川市は議員もゼロでございまして、3委員もゼロというような結果が出ております。

また、調査の結果、婦人は、委員会等では末端組織の委員が多いということを発見いたしました。ピラミッドの底辺には婦人がいる。そして頂点には男性がいるということが分かりました。

例えば、選挙管理委員は、都下26市の場合、104人の内、婦人は9人、8.7％でございまして。選管の中の啓発活動を行う「明るい選挙推進協議会」が359人の内177人で49.3％、約半数近くが婦人でございまして。それから、明るい選挙推進協議会を実行に移す草根運動をやります明るい選挙推進委員、これは1013人の内685人が婦人で、67.6％を占めております。ただ第3回目の調査ではいくらかピラミッドの頂点を婦人が占める割合が伸びてまいりました。

婦人問題の窓口の設置は、国あるいは都で各自治体に要請なされた故に非常に急速に進んでおりますが、これは私どもが調査しました段階では、上層機関との連絡網、書類の受入口というような感じが多くて、まだ一般住民に向けて窓が開かれていないという実態があるのを知りました。

以上のことを知ったわけでございますが、その対策をどのように実行し続けていこうかということをお私どもの団体で考えているわけでありまして、このことを御報告いたしたいと思っております。

まず、婦人議員を1人でも多く議会へ送り出すことが肝要でございまして。私ども有権者同盟は、特定の政党を支持したり、あるいは特定の方を応援・推薦しないというのが姿勢でございまして、会則で決められております。個人として参加してやるということで会ぐるみではないということを申しあげます。

選挙の際は、最近「きれいな選挙」をいつも申し入れておりますが、その中でアンケートをお願いして、婦人対策の1項目を必ず入れることにしております。

また、東京都内には1名もおりませんが、首長に婦人に入っていただきたい。殊に地方自治体では、婦人が首長になることが望ましいのではないかとということで、これを進めていこうと思ひまして、今年の地方選挙ではそれを実践してまいりましたが、実現しませんでした。日本中ではまだ婦人町長が2人いらっしゃるだけで、区長とか市長とかいうのはまだ誕生しておりません。もちろん都道府県知事もいらっしゃるわけでございます。

審議会委員などには人材を発掘しまして、こんな人がおりますよといえる用意をしておきたいと考えております。また、政党とか団体にも、婦人がその団体での政策決定、方針決定の場へ進むように今までも申し入れてまいりましたが、今後もそれを行っていきたいと思っております。

また各支部に対してもこの調査発表を参考にして、自分の支部の自治体との実態の開きなどを研究していただきその実態に沿って推進運動をするように勧奨しておりますし、また、これを実行しておりますわけでございます。

国に対しましては、先ほども話に出ました差別撤廃条約の早期批准を進める運動をしております。また、NGO 国人婦人委員会に参加団体の1つとして加わっておりまして、国連機関あるいは外交官に婦人が進出するよう運動を続けてまいりましたし、今後も強力に行いたいと思っております。

2 営農活動への参加

—いちご協業栽培に取り組んで—

明野村上手農協婦人部

浅原 若江(山梨)

明野村は、山梨県の北西部、韭崎駅から8キロの所にあります。茅ヶ岳西斜面に広がる村で、標高は540メートル、中央道が村の西部を走っております。空気がきれいなので、昭和51年、東京大学宇宙線観測所が造られました。これは東洋一だそうです。明野中学校の気象観測所のデータによりますと、年間の日照時間は2800時間で、全国平均より800時間余り、県平均より500時間近くも太陽に恵まれております。それで明野村では「太陽と緑のふる里」というキャッチフレーズを掲げております。村では早くから太陽熱の有効利用を考え、太陽温水器の設置を奨励し、現在65%の普及率です。また、公共施設のソーラー化を進め、給食センターや明野保育園にソーラーシステムが導入されております。農業面においては、太陽熱を利用してガラスハウスも設置され、グリーンアスパラ、うどなどが栽培されております。

今から3年前、農協婦人部で、「家で食べるいちごを上手に作る方法」という研究テーマで集まりました。指導に見えた農協や普及所の先生は、「どうせいちごの勉強をするなら、市場に出荷できるようにいちごを作りなさい。明野村の太陽を利用したハウス栽培はどうですか」と助言してくださいました。また、水田利用再編対策が叫ばれている折から、休耕田利用のいちご栽培は、時代の要求に応えることになる。ともお話になり、いちごのことを何も知らない私たちのために先進地へ見学に連れて行ってくださいました。緑の葉陰に真っ赤に色づいた大きないちごを見たとき、「まあ、おいしそう」と思わず歓声を上げ、このいちごを女手で作っていると伺って、なお感動しました。その結果、私たちもいちごを作ろうという機運が生まれ、全員で何回も研究会を開きました。そして、1人ではできなくても、共同でハウス栽培をしようと全員に呼び掛けましたが、農業の経営状況の違いと、いちご栽培の不安等により、最終的に私たちは5人で「大久保いちご会」を作りました。それは昭和56年3月のことでした。

(スライド) 今まで写ったハウスは、私たちのハウスです。

私たち、いちご会5人の共通点は、(1) 家がお互いに近く、圃場にも近いこと、(2) 夫や家族は他に職業を持っているので手伝ってもらえないから、共同作業でないとやっていけないこと、(3) 平均年齢56歳で、皆が農業は途中から覚えた人たちであることなどです。

最初に作業をどのようにするかと話し合った結果、苗作りから収穫まで共同による完全協業経営でいこうと決めました。いちご作りの場所は、水田再編対策の休耕田を利用し、ハウスの実面積は5アールです。この私たちの計画は、村で推進していた太陽熱利用と、労力配分による農閑期の新しい作物導入事業に適合したため、明野村指定の展示園として認められ、また、団体育成の事業として助成金もいただくことになりました。

主な作業は、56年4月、親株の定植、8月にランナーの仮植、10月定植、12月ハウス建設でした。初めての堆肥作り、灌水ポンプや動力噴霧器の操作など、慣れない作業でたいへん苦勞しました。

昭和57年3月、ハウス内には甘酸っぱい香りが立ち込めました。初めて1粒ずつ取って食べたときの感激はたえようもなく、今までの苦勞も一ぺんに吹き飛んでしまいました。

その3月8日、いよいよ出荷開始です。出荷は農協を通じて甲府中央卸売市場に出しました。市場の人も度々視察に見え、明野は標高が高く、昼夜の温度差が大きいので、実が締って糖度も高いうえ、色も良いと太鼓判を押してくれました。それで、4月分のいちごはケーキ屋さんが特別に買取ってくれました。

昨年の出荷実績を紹介しますと、全収量は4831パック、しかもその内4分の3は価格の良いMとSが取れ、1パック平均326円と県下では一番高く売れました。粗収入は157万円でした。

年間の労働時間は、初めてのことでやり直しなどのロスタイムが多かったわけですが、1人당すると94日の出勞となります。月当たりの労働時間でみますと、農繁期の6月、7月は労働時間が少なく、労働力配分の趣旨に適合していると言えましょう。もうひとつ、これは労働時間ということになっていますが、口の達者な女たちが5人も集まったのですから、コミュニケーション、早くいえばおしゃべりに使われた時間も少なくありませんでした。

私たちのいちご栽培を振り返ってみますと、良かった点は、(1)、毎日管理しなくてはならないいちごの仕事でしたが、当番制を採ることによってカバーできたこと、(2)、長い期間の協力とコミュニケーションにより、人間関係が深まり、共同作業もうまくいったこと、(3)、パイロット事業なので絶対に成功させなくてはならないという責任感のため、細かく記録を残したことなどです。

次に、反省すべき点は、(1)、栽培面で情報過多により迷いが生じ、指導者から注意されたこと、(2)、ハウス内温度と外の気温との差から風邪を引きやすかったこと、(3)、管理に慣れないことと、パイロット事業なので絶対に成功させなくてはならないという責任感のため、労働時間が多くかかったことなどです。

以上が昨年度の私たちの歩みでした。

今年は、だいぶ慣れましたのでハウス面積を増やしましたが、今までのところ、労働時間は昨年の約半分で管理しております。地域の新しい農業としてのいちごハウス栽培が女手だけで成功したことにより、新聞やテレビにも紹介されました。農協では、この私たちの成果を見て、組合員にいちご栽培を呼び掛けましたので、新たに6軒増え、70アールの栽培面積になりました。さらに続々と栽培者が増えそうです。今後は、さらに研修を深め、太陽エネルギーをいっぱい吸収した品質の良いいち

ごを作り、垂化りんで、グリーンアスパラと並んで、明野村の特産品として定着させていきたいと思
います。以上で私たち大久保いちご会の2年間にわたる活動の報告を終わります。

3 政策決定への参加について

愛知有職婦人クラブ

佐々基子(愛知)

私どもの属しております有職婦人クラブは、全国に22のクラブがございまして、会員数はたった
500名でございます。というのは、30年の歴史を持っておりますが、会員の資格が決められてお
りまして、いわゆる実業をやっている方と、専門職、例えば学校の先生とか、公務員とか、
お医者さまとか看護婦さんなど、何か専門的な仕事を持っている人、それから25名は主婦も参加で
きることになっています。その主婦の資格は、今まで働いている人、これからも働こうという人、そ
れから、いろいろな職業に就いてリタイアなさった方、というように決められております。国際団体
でございまして、本部はロンドンにあり、世界では67カ国、約32万の会員がおります。国連の婦
人の地位委員会の諮問的地位を与えている民間機関に代表を送っております。例えば、コペンハーゲ
ンでの国連婦人の10年1980年世界会議におきましても、以前会長でありました高橋展子さんが
出席されておりますし、また世界会議と併行して開催されたN・G・Oフォーラムで前会長の安藤さ
んが参加してスピーチを行ったりしており、国際分野での活動も活発です。

この団体の結成されたきっかけというのは、50年前、第一次世界大戦中、アメリカの婦人たちは、
男子が全部戦場にまいりましたものですから、あらゆる職場に婦人が活用されましたが、戦争が終わ
りまして男子が帰ってきましたときに、婦人が家庭に帰らずに元の職場で頑張ったわけでございます。
そのときお互いに親善を深め、婦人の地位の向上のためにグループを作っていこうというのが切っ
掛けでございます。

まず50年前にアメリカの婦人たちがスイスにまいりまして、婦人の地位の向上、男女平等、同一
賃金同一労働、というようなことを目指しまして、この会を結成したわけです。3年に1度は各地持
ち回りの国際会議があります。

戦前は小学校の先生と看護婦さんぐらいしか職業には就けませんでした。戦後、私どもが職業に
就きましたときは、あらゆる職場に進出することができました。私は名古屋で昭和21年に就職しま
した。他のいろいろな分野にも婦人が就職しました。しかし、婦人に対する壁が非常に厚くて、皆く
たたくたくなるまで働いて、なおかつ幾ら長年勤めても、係長にも課長にもなれない、もちろん官庁で
も役職につけない。女の人は重要なポストには到底つけないというので、何とかこれを打破したいと
思いまして、各地で自然発生的にこういう横のつながりを持つ婦人のグループができたのです。

東京ではいろいろな方たちが集まり1カ月に1回、有職婦人クラブというのが開かれました。名前
が「有職」ですから、夕食を食べる会かと言われてみましたり、あるいはカラード、「有色」という
のかというようなことでした。私はいつも思うのですが「有職」という訳があまりよくないのです。
BUSINESS & PROFESSIONAL WOMEN'S CLUBというのが正式な名称でございま

すので、BPWと言っております。ビジネスとプロフェッショナルのクラブである私たちの会は、横のつながりを持って、いろいろな悩みをおまけて、その中で何とか婦人の地位を確保していきたいというのが願いです。

1971年には、「女性は何ぞ管理職になりにくいのか」ということを全国統一テーマとして勉強会をいたしました。1972年には、「職場における女性の地位を前進させるためにはどうしたらいいか」、1973年には、「定年問題に表れた職場の差別」ということについて勉強会をいたしました。メキシコ宣言が1975年ですから、世界婦人会議の開かれる前から我々のグループとしては、男女の平等、あらゆる分野への参加ということについて個人の勉強が必要ではないかということでも月に1回、会を開きました。働いている婦人はなかなか月に1回集まることもしんどいわけです。それから、家庭を持っている方には、子供の教育のこともあります。ほんとうに女の働くというのは下積みのお生活ばかりですから、非常に難しい中を何とか名古屋ではクラブを3つ作りまして活動を30年間続けてまいりました。

昭和49年には男女定年差別裁判について労働大臣に、52年には裁判所の所長にそれぞれ要望書を出しております。昭和53年には婦人問題企画推進本部長の福田さん、昭和55年には大平正芳さん、昭和57年には鈴木善幸さんに「政策決定への婦人の参加」ということで要望書を出しております。これは全国連合会の仕事でして、昭和57年には、婦人差別撤廃条約を政府が早く批准するように、それから、総理府の婦人問題企画推進本部を法的に設置すること、婦人少年室の充実、審議会や調査会に婦人の委員をたくさん増やすこと、というのを申合せ事項として他の婦人団体と協力しまして取り組んでおります。

1980年、スイスのモントリオールで有職婦人クラブの第15回国際大会が開かれましたときに、日本の国内行動計画に沿って、日本クラブは他の婦人団体と一緒に政府に提言したということを発表し、それが世界の有職婦人クラブの会報に載っております。ですから、世界から見ると、日本の有職婦人クラブは、たった500人だが非常によくやっている、というふうに言われておりますが、実際はそんなによくやってないわけです。

愛知クラブのことを申し上げますと、愛知クラブでも昭和52年に知事さんをお訪ねし、ぜひ婦人を登用してくださいと、要望書を手渡しております。現在婦人の登用率は、愛知県の場合、10.9%でございます。愛知県では婦人の登用目標を15%と決めておりますが、これを昭和65年度までに達成するように公文書で各市町村の行政に送っております。私どもは青少年婦人対策室へ、こういう人たちが有職婦人クラブのメンバーにいるから登用してくれ、というようなことを申しておりますが、他の団体からもどんどん言っております。

私は、女の人が管理職になるだけが婦人の地位の向上とも思わないし、また、女の人が大使になったり、局長になったりすることも大事ですが、そればかりでなくて、もっといろいろな婦人たちが立派に豊かに暮せるようになりたいと思うわけなのです。その突破口として、婦人を予算とか人事権を握る政策決定の場に出すことはたいへん大事なことでありたいと思うのですが、なかなか難しいことで理想と現実にもすごい差があります。私は30年間やってきても何もできなかったので、

この2、3年しょげておりましたが、婦人の地位向上とは、まさに1ミリ運動でして、男女の100年戦争だと思っております。そしてもう一つは、男の方が政策を渡さないというのには何か理由があるのではないかとつくづく思います。女が非常に利口なのか、あるいはばかなのか、あるいはもっと根源的なものが婦人問題の中にあるのではないかとということを考えるわけです。

私どもの愛知クラブからは今年度になって愛知の婦人会館の館長とか、愛知県労働サービスセンターの所長、民間では銀行の支店長、電々公社の調査役と会員がポストを占められたのでたいへん喜んでおります。それでもこの間、会員にいろいろ聞きましたところ、自営業の場合銀行にお金を貸してくれと言いましても、女の人が経営者である場合には保証人が要するということです。あるいはある市町村では、女の校長は出さないと教育委員会で公言するわけです。「こんなに家庭内暴力が出たい、いろいろな苦情が出るのは、女が外に出て働くからだ。女の地位を高めているのではなくて、おしゃべりな女が出てきているようではしょうがない。絶対に僕が教育長の時には女の校長は出さない。」というのです。県の婦人議員も3人おりましたが、今は1人もいません。というような私はたいへん悲観的なことを申しあげて申し訳ないのですが、我々働いている者が何かその中でやりたいというときには、もっとゆとりをもって仕事ができ、そして、ゆとりをもって生活を豊かにできないかと思えます。私は、週休2日制が全国的に拡がれば、女の人は土曜、日曜は家の事をしながら、何か社会的なクラブなどでも活動できるのではないかと思います。

例えば、オーストラリアのクラブの会長さんは、3カ月も夏休みがありますので、6、7、8と休暇を利用して世界の婦人の説得に努められているのです。オーストラリアでは2週間に5日間の休暇があって、女の人も男の人も、10年働くと3カ月休暇がもらえる。休暇中はお金がかかるから賃金をたくさんあげる、というようなことを聞きますと、もっと私たちは違う面から、婦人婦人と言っていないで、男の人も働いて本当に人間的な生活ができるような、そういうシステムで皆でやっていかなくてはならないのではないかと思います。

4 労働組合の中の婦人活動

朝日工業労働組合婦人部

中 嶋 シヅ子(大阪)

私の会社は、大阪のおどろ狩りで有名な塙下という田舎にあります。どのような仕事をしているのかと言いますと、松下電器の録音機事業部の協力会社で、テープレコーダーの生産をしております。会社が創立されて今年で30年、組合が結成されて22年になります。

組合員数が205名で、男子が85名、女子が120名と、パートの女子の方が61名きています。平均年齢は、男子が36.2歳、女子が少し高くて、38.5歳。女子の平均勤続年数が9.6年です。既婚者がほとんどで、未婚者はほんとうに数えるぐらいです。

昭和49年までは青年婦人部の中に婦人部がありましたが、既婚者が多くなったことと、年齢が高くなったということから、青年婦人部は25歳までと年齢制限がありますので、25歳以上の婦人の声が反映される場がないということから、昭和50年に青年婦人部から婦人部が独立いたしました。

婦人部は執行部に入っております。執行委員とか職場委員、婦人委員は選挙で選出されまして、当初任期は1年だったのですが、活動が十分できないうちに役員交代になるということから、最近では2年の任期になっております。以前は、女性が多い職場ですが、役員は男性ばかりを選ばれていたのですが、最近の傾向としては、女性も執行委員や職場委員に選ばれるようになりました。婦人委員は、各係から2名ずつ選出しまして、現在14名で婦人部の活動の推進をしております。年間予算は少ないのですが、12万円でやっています。部会は隔週の金曜日、お昼休みを利用してやっております。

婦人部が独立して今年で8年になるわけですが、どのような行事から取り組んだのかと言いますと、皆が気軽に参加できて、参加費もできるだけ安くということから、編物教室から始めました。編み物を得意とする婦人役員を講師に選びまして、もちろん講師料は無料なのですが、材料費は少し婦人部が負担して個人負担を軽くしました。夏になりますと、ちょうど着物の業者が宣伝販売に来るのを利用しまして、浴衣の着付け教室などを行いました。ほかにも映画観賞とか観劇会、生け花の講習会とかボウリング大会、ハイキングなどをやっておりますが、これは男性にも、家族も含めた参加を呼び掛けております。しかし、男性の参加が少ないので、もうちょっと参加してもらえたらと思います。私たちの会社は週5日制でして、土曜日の休みを利用してそういう行事をやっております。またお昼休みや作業終了後、1、2時間ぐらい講習会をやっております。できるだけ個人負担は少なく、参加人数は多くということで、楽しんでもらえる行事に取り組んできました。

賃上げの時期になりますと、婦人部員の要望をまとめまして、私が執行部におりますので、執行委員会にかけております。私たちの仕事は流れ作業、コンベヤー作業が主体ですので、婦人部員との話をする機会がなかなかありません。何を考え、何を希望しているのかということを通人部全員を対象に、副委員長を交えて係別に対話会を行っております。その対話会の中で出された問題点について婦人部で解決できる内容かどうかということを部会で審議しまして、安全衛生面の問題は厚生部の方へ、職場の問題は苦情処理委員へと要望を提出しております。ほかに母性保護に関するアンケートや、働く婦人の健康管理に関するアンケート調査を行っています。昭和55年には母性保護に関するアンケートを女性と男性とに分けて調査しました。生理休暇は、昭和47年までは無給だったのですが、48年度に有給化を要求しまして、生理1日有給を獲得しております。生理休暇の取得状況については、毎月取っている方が30%、時々取っている方が65%、全然取っていない方が2%というふうに出てきました。休む理由としては頭痛、腰痛、腹痛がひどいので休むという方が78.9%、イライラしがちで仕事にミスをしやすいため休むのだという方が21%、どうにか仕事はできるが、コンベヤー作業ですので勝手に職場を離れられませんので、人員の余裕がない場合には交代してくれる人がないということから仕方なしに休む方が9.5%おられました。

次に、男性の方だけにお尋ねしますということで、「女性の生理休暇について、あなたはどのように考えておられますか」とお尋ねしました。正しく取るべきであるという声が71.9%、休まなくても仕事ができると思う方が12.5%、生理休暇の必要はないという厳しいお答えが6.25%ありました。その中で、男性の中の意見として、「女性にも個人差があり、1人ひとりの状態も変わると思う。

女性であるから取らなければならないということにはならないと思われる。最近、医学的にもこのようなことが言われており、絶対必要とは言いきれないし、また不必要とも言われないと思うが、各個人の自覚である」という意見が出されました。私たちの会社の労働協約の中に生理休暇については、「生理日の就業が著しく困難な女子が生理休暇を請求したときは、その必要日数の休暇を与える」ということが決められております。

次に、「もしあなたが妊娠したら、現在の仕事を続けますか」という問に対しては、続けたい人が36%、産前産後休暇後に退職したいという人が16%おりました。次に、出産する予定の女子が請求した場合、産前産後に6週間の休暇が現在与えられているのですが、日数について、「これでよいと思いますか」という質問に対して、現状のままでよいという方が20%、産前より産後の日数を増やして欲しいという方が30%、経験がないのでよく分からないという方が30%、未婚の方もおられますから。そして、その中の意見として、産前産後の休暇を現行では6週間ですが、8週間にして欲しいという声がありました。

このアンケート調査の中で、産後休暇を増やして欲しいという声が30%ありましたので、この調査結果を基に婦人部からの要望として、現行産後休暇6週間を8週間に、昭和55年度の賃上げの付帯要求に採り入れてもらうように執行部へ提出しました。それで執行部案が練られまして職場討議にかけられ、また合同委員会にかけられ、要求大会にもかけられて、これを企業に交渉しました。その結果、法定外2週間は無給ですが、産後休暇8週間を企業が認めました。56年度の賃上げのときにも、法定外2週間無給を有給にするように要求したのですが、賃金引上げの方を主に言われまして、企業回答としては、現行のまま据置きということになりました。57年度には交渉を何回も重ねた結果、産後8週間の内法定外2週間無給を有給にすることを企業が認めました。これは今年の1月1日から実施されています。

次に、昭和56年度に、働く婦人の健康管理のアンケートを取りました。年齢別に分けまして、10代から50歳代までですが、一番多かったのは、肩こりがすごくひどいという方が75%から85%ありました。では「どんな方法でそれが解消されているのか」と聞きましたら、皆さん、よくやられると思うのですが、あんまとかマッサージ療法、湿布、サロンプラスを使う方が若い方でも40%ありました。この結果から婦人部から安全衛生委員会の方へ、あんま機を購入してもらえませんかということで依頼しました。それで安全衛生委員会と企業と交渉しまして、あんま機はちょっと値段が張るのでダメだということで、ちょうどその時、ぶら下がり健康器がブームでして、3台購入してもらうことができました。

ほかの行事として、婦人部独自の役員の学習会とか、他の労働組合婦人部との交流会とか、上部団体主催の婦人研修会に参加しております。私たちの組合は、全国金属産業労働組合同盟（全金同盟）に所属しております。全金同盟の青年婦人協議会の中に婦人部が昭和56年度に設立され、「国連婦人の10年」の最終年度までに各地方金属に婦人活動組織を作ること为目标に進めてまいりまして、54年度に宮城地方金属、57年に福島、埼玉、広島地方金属、そして58年、今年の5月に大阪地方金属婦人協準備委員会が発足して、東京や静岡でもこの切っ掛けづくりをしているところです。

当労組の今後の課題としましては、年々高齢化が進んでおりますので、少しでも長く勤められる職場環境づくりをどうしていくかということ、女性だけではなく、男性も含めて活動を展開していきたいと思います。

5 戦争体験記の出版を通して平和への貢献を

朝日町婦人団体連絡協議会

高橋 千鶴子（福井）

初めに出版の動機について申し上げます。私の町で婦人団体連絡協議会が発足しまして5年目に当たります一昨年4月、「いま婦人団体が力を合わせてやらなければならない仕事は何だろうか」ということで話し合いました。そのときに、今までの積立金を生かして婦人の手による戦争体験記を手掛けたらどうだろうか、という意見が出ました。それぞれの立場から異論がなかったわけではないのですが、いま戦争の不安の高まっている時期だからこそ、婦人団体としてどんな困難も乗り越えても立ち上がるべきではないだろうか、こういった意見の一致をみまして、この体験記の出版に踏み切ったわけでございます。

出版されるまでの経過についてお話を申し上げますと、決議はいたしましたものの、いざとなりますとなかなか簡単に進みませんでした。第1回目に、広報によりまして趣旨を説明して募集しましたが、応募されたのはたったの数名。第2回目に、婦人の団体を通じて依頼をしましたが、これまた半数に満たないというようなことでした。そのうえたいへんショックでございましたのは、一番期待をしておりましたある団体から、「戦争のことなど二度と思い出したくもない。こんなものを体験記にするなんて、本当の苦しみを知らないからそんなことを言うんだ」というような激しい抵抗が返ってきたことでございます。私たち編集委員一同は意気消沈、しかし、こんなところでへたばってはならないということで、それからいろいろ説得に歩きますやら、聞き書きに挑戦いたしますやらして、どうやら目標数に達しましたのが約半年の後でございました。

思いますに「平和への貢献」というような趣旨につきましては、何なく賛同していただけますが、余りにも悲惨極まる事実を追想するというようなことになると、ペンが持てないという人も多くありました。また、私の町は農村でございますが、なかなかふだんペンを手にしない農村婦人にとりましては、書くということがまず大きな抵抗であったということも無理からぬことではございました。それでも、どうやらくみ取っていただけて、29編の作品が私どもの手にまいりましたときには、本当に涙が出るほどありがたく、うれしく、それから編集委員はひたすら編集に打ち込んでまいったのでございます。

その体験記の内容について少し説明させていただきますと、変型B5版の本にしまして140ページでございます。題名は『平和への祈りをこめて』といたしました。29編の作品を7つに区分しまして、第1章「本土空襲を体験して」というのが2編、第2章「肉親を戦場に送って」というのが7編、第3章「軍国の乙女たち」が5編、第4章「欲しがりません、勝つまでは」というのが5編、それから、第5章「追いつめられた日々」というのが5編、第6章「外地からの引揚げ」が4編、最後に特

別寄稿としまして、たった1つ、男性の戦争体験記を載せたわけでございます。

この中から1つだけ、いま抜き読みをいたします。これは82歳になる老婆の叫びでございます。聞き書きをいたしました。

「うらは苦労したわの。人に言うても分からん苦労や。口では言えん辛あい思いで毎日を送っていたんや。……息子の戦死の知らせがあったとき、留守してたんや。家へ帰ったら、玄關戸のあわさに戦死の公報の紙が挟んであったんやけど、情けなかったわの。いくら紙きれ1枚でも、人の命や。うらのこの手にじかに渡してほしかったわの」。

こんなに悲憤に満ちた体験でも、幾年月の流れのうちには次第に薄れまして、戦争の傷跡はいま風化されようとしております。その中で平和を願う母たちの叫びを、戦争を知らない子らの心の中にしっかりと受けとめてもらいたいとの祈りを込めてこれらが綴られたのでございます。こうして昨年8月、出版決議から1年4カ月目にして、ようやく1,000部の印刷製本が完成しまして、37回目の終戦記念日に配本するという予定どおりの運びとなったわけでございました。

次に、読者の反響について申しますと、こうした家事や野良仕事の間に慣れないペンを取っての体験記が配布されますと、それが意外に大きな反響を呼びまして、町内をはじめ、県外からもさまざまな感想が寄せられてまいりました。その中のごく一部分を紹介いたしますと、町内の中学3年の女子の作文の中に、「この本では、文章の一つひとつが戦争というひどさ、恐しさを私に敲き訴えてきた。自分の息子を、夫を戦場に出さねばならない女たちの悲しみ、1枚の紙きれに『戦死』とだけ知らされたとき、嗚咽、慟哭する母の姿。ああ、戦争は絶対に嫌だ。しかし、こうして文章に書くことしかできない歯がゆさをいま強く感じている」。

次に三重県の50代の男性の方から寄せられました手紙の一節でございます。「この本は、私の家の宝として子孫に伝えていく所存です。また、地域の婦人会にも呼び掛け、今こそあなたたちのこの祈りの言葉を後世に伝えなければと強く感じている次第です」。こうして多くの方々から感想や励ましの言葉をいただいたのでございました。

最後に、私が一番申しあげたいことを一言述べさせていただいて終わりにいたします。戦争は負けましたが、幾百万の血と命のあがないによって、今の尊い平和憲法を手に入れました。この平和な生活をいつまでも持ち続けるためには、私たち1人ひとりの声、叫びが大切なのだと思うのです。かつて何も言えなかったために大きな過ちを犯してしまった過去を振り返りますとき、私は母親として、また婦人としてじっとしておれない気持ちになってしまうのです。今後も私たちは、主義主張を超えた素朴な婦人活動によりまして平和維持への努力を続けてまいりたいと思っている次第でございます。

6 国際協力の推進をめざして

日本・汎太平洋東南アジア婦人協会

能 勢 久美子

本日は、私ども国際親善のためにたいへんささやかながら努力しております団体の活動について、

皆さまに御報告申しあげる機会をいただきましたことを感謝いたしております。初めに会の組織のあらましを申しあげて、続いて実際の活動について御報告申し上げたいと思います。「汎太平洋東南アジア婦人協会」という名前は長いので、私どもが日ごろ使っております「パシーワ」という略称を使わせていただきたいと存じます。

国際パシーワは、1928年にホノルルで開かれた第1回汎太平洋婦人会議を母体として生まれた団体です。現在、太平洋沿岸の23の国又は地域を加盟国とする組織となっております。その23の地域と申しますのは、オーストラリア、米領サモア、ビルマ、カナダ、クックアイランド、フィジー、ハワイ、インド、日本、韓国、マーシャル群島、マレーシア、メキシコ、ミクロネシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、トンガ、米合衆国、西サモアなどです。

会の目的は、規約に述べておりますように「太平洋及び東南アジア地域の婦人が相互理解と友情を深め、協力し合って、社会情勢の研究と改善に努め、世界平和に寄与すること」にあります。各加盟国内での活動のほかに、3年に1回国際会議を開いたり、あるいは会員の相互訪問を行っております。また、国際会報を発行して連絡を取り合っております。またパシーワは、国連の経済社会理事会の諮問機関としての資格を持つ非政府機関、いわゆるNGOの1つとしての資格を認められていますので、国連に国際パシーワの代表を送って、NGOとして国連の活動にも協力しております。

日本は戦後、パシーワに加盟いたしました。そして、第1回汎太平洋会議に出席されました市川房枝先生を顧問に、藤田たき先生を会長として、1977年に組織を拡大しまして、日本パシーワとして再出発いたしました。会員資格は、18歳以上の女性に国籍を問わず開かれておりまして、発足当初の30名から現在約1,000名に広がって、東京の本部のほかに京都に支部があります。

会は、4つの委員会を中心に活動しております。まず「国際交流委員会」は、海外の会員を迎えての交歓会や、あるいは大使館を訪問したり、毎年開くバザーには大使館の方をお招きしております。また、先ごろマレーシア首相が来日されましたが、その折には、マレーシアパシーワのメンバーでいらっしゃる首相夫人をお迎えして講演会を開きました。また、在日マレーシア大使夫人は、日本パシーワの会員になりました。

毎年春には、国立婦人教育会館で1泊の国際セミナーを開いて、「国際協力と婦人の役割」、「相互依存を考える」などのテーマのもとに講演会やグループ討議をしております。毎年秋には、会員全体の協力でバザーを開いていますが、その純益の中から、ささやかですが難民救済事業への寄附などをさせていただいております。例えば、国連難民高等弁務官東京事務所や、外務省東南アジア難民問題対策室へ寄附をしたり、トンガの先ごろのハリケーンの折にはお見舞金をお送りしたり、あるいはインドシナ難民アジア定住センターへタオルや石けんを寄贈したりいたしております。

「地域研究委員会」は、各加盟国についての勉強を目的として、各国の研究や、それぞれの国が抱えている問題を勉強していますが、例えば、米国のホスピス制度や、あるいは各国の婦人労働者の地位などについて、会員からの報告を基にまとめております。

パシーワは、前にも申しましたように国連のNGOですので、日本パシーワの中にもNGO委員会

というのを持っておりまして、他の日本のNGO9団体と一緒に「NGO国内婦人委員会」を構成しておりまして、委員長は藤田たき先生で国連を中心とする活動に参加しています。また、国連総会に民間から婦人代表を毎年1名推薦しております。この代表による国連報告会を毎年1月に開きまして、国連の抱える現実の問題点を皆で勉強しております。このほか、48の婦人団体で構成する国際婦人年日本大会の決議を実現するための連絡会にも参加しておりまして、その運動に協力しております。

「国際会議準備委員会」は、国際バシーワの行う国際会議に協力して出席者を送ることを主な仕事にしておりますが、来年度は、その国際会議が日本で開かれますので、その準備に会員一同目下総力を挙げております。国際会議は3年ごとに開かれますが、日本では、1958年に東京でたいへん盛大に行われました。その会議でフィジー島に時計が普及していないということを知って、会議の後、日本で要らなくなった時計を百数十個集めまして、これを修繕してフィジー島に送りました。そして、早速これを必要とする所に貸与したということでお礼状が届きましたが、次のように書かれていました。「今朝、小学校に皆さまの御好意の時計が着きました。早速教室の柱に掛けましたが、まだ動いています」。

1978年には西サモア島で50周年記念会議を開きましたが、生活様式の全く違う国々への理解、あるいはそういった違いを超えての友情が生まれるといった成果がございました。

1981年は、ニューヨークで「女性の生涯教育と訓練」というテーマのもとに会議を開きましたが、その内の1日を国連デーとして、国連の経済社会理事会の部屋で、国連代表による講演会や全体討議に費やしました。日本からはその会議に23名出席いたしました。この会議の最終日には、選挙で新国際会長に日本代表団々長の山崎倫子さんが満場一致で選ばれて、次期会議開催国は日本ということに決まりました。来年の日本での大会は、「家族と健康」というテーマで、8月20日から国立婦人教育会館で開かれます。会議の前後には参加者のホームステイも計画しております。

このように、国際交流を民間ベースで行うということは、相互理解を深めるうえで効果が大きく、とくに婦人の間では身近な問題で共通の話題がたいへん多いものですから、加盟国の婦人との交流を通して友情が次第に深まっているということが言えると思います。特に会員相互の訪問や、国際会議でいわゆる同じ釜の飯を食べると言いますか、そういう生活を10日間いたしまして、また、その間に小グループの討論・討議の会議でひざを寄せ合わせていろいろな問題を話し合うことによって、たいへん親密の度も深まってきております。

問題点は、やはり言葉のハンディキャップで、来年の日本での国際会議は同時通訳もいたしますができれば皆が英語で交流ができるようにと、昨年から英語の勉強にも力を入れております。また、発展途上国から参加していただく方々の旅費を一部でも援助できますようにと、バザーを開いて資金づくりなどにも努めている昨今です。

－問題提起及び会場との交流－

総合司会 これから討論会に移らせていただきます。

講師の先生方を御紹介させていただきます。まず向かって左から、有馬真喜子さんでございます。有馬さんはフジテレビのニュースキャスターをしていらっしゃいます。今日は司会と講師と両方を兼ねていただきます。

真ん中にいらっしゃいますのが、阿部齋さんでございます。阿部さんは筑波大学の教授で、政治学が御専門でいらっしゃいます。また、御家庭でも奥さまの活動に対するよき理解者として伺っております。

一番右が、高梨昌さんでございます。高梨さんは信州大学の教授で、労働経済が御専門でいらっしゃいます。そして、お顔に似合わずと言っては失礼でございますが、包丁を持たせると玄人はだしだというふうに伺っております。以上3人の先生方をお願いいたします。この後、司会のほうは有馬さんをお願いいたします。

有馬 それでは全体討議に移らせていただきます。ただいま御紹介をいただきました有馬でございます。これから最後の全体討議につきまして司会を務めさせていただきます。どうぞ御協力をよろしくお願いいたします。

最初に、この討議をどのように進めるかについて、ごく簡単に御説明をさせていただきます。まず、私の方からこれまでの御発表をごく簡単にまとめさせていただいて、そこからの問題点と言いますか、どういうことを私たちが考えていったらいいかというようなことを少し取り出させていただきますと思います。それから、講師の方々からの問題提起をしていただきます。1人10分という、非常に限られた時間でございますが、問題提起をしていただきます。そして、会場との交流でございます。それが終わりますと、また講師のまとめというようなことで予定しておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

午前、午後の御発表をお聞きになりまして皆さまもいろいろなことをお考えになったのではないかと思います。私は私なりに伺っておりまして、3つくらいのことを思いました。

1つは、この大会も今年で8回目になっておりますが、国際婦人年以降8回、こうした会を重ねるに当たって、皆さまの活動が非常に具体的に、しかもたいへんバラエティーに富んできているということをつくづく感じさせられました。それぞれの地域でそれぞれの問題に取り組んでいらっしゃる。どれが大切で、どれが大切でないというようなことは全くございませんで、皆さま、御自分の身の回りのところからの発想でその問題をお見つけになっていらして、しかもそれを具体的な活動に移していらっしゃるということは、私のように最初のところからこの会を取材したり、こうした形で参加させていただいている者から見ると、これはものすごい動きが起きているんじゃないかというような感じを持つわけでございます。

第2点としましては、女の人間同士が手をつないでいくことがとても上手になってきているのではないかと、という感じを持ちます。女の友情というのは育ちにくいとか、女の足を引っ張るのは女であるとか、私たちがこれまで本当に嫌になるほど聞かされてまいりました。伺っておりますと、成功なされた、具

体的に活動して成果を挙げていらっしゃる例というのは、みんな思想信条を超えて、あるいは立場を超えて、女の人たちが手を結べるところで結んでいる。そしてその活動が成功している、というような感じを強く持ったわけでございます。

第3点としましては、何か行動を起こしたところには次の行動がまた起こってくるということでございます。問題を見つけようとしなければ、そこには何も出てこない。そうすると、また次の新しい問題も出てこないというので、活動が高まらないということがあるのではないかと思います。今日これまで午前と午後の御報告を承っておりまして思うことは、何か行動を起こすと、それが1つの石を投げたという効果になりまして、また次の問題が出てきて、さらにその問題に取り組んでいくという形でどんどん進歩していつている。活動がより活発になってきている、というような感じを受けたわけでございます。

私を感じたことはそんなことでございますが、これからは講師の先生方に、これまでの御報告をお聞きになったうえで、さらに問題提起をしていただきたいというふうに思います。それでは阿部先生、よろしく願いいたします。

阿部 私政治学という、ある意味では非常に限られた学問をしておりますので、この問題につきましても、私の専門である政治学と多少結び付けながら幾つか問題点を挙げてまいりたいと思います。

今回の婦人週間の標語にもなっておりました「婦人の政策決定への参加」というような問題が、私の直接関心を引く問題であるわけです。いったい男女の格差が縮まったのかというようなことについて言えば、やはりいろいろな点で縮まってきていることは間違いないと思います。例えば、第二次大戦直後、あるいは新しい憲法ができた時点と今とを比べて見れば、その違いというのはたいへん著しいものがあると思います。しかし、その中でも依然として解消されないものは幾つかあるわけですが、その中でも特に目立つのが、この「政策決定への参加」ではなかろうかと思います。これについては既に先ほど、事例報告や、午前中の長野県でしたか、たいへんすばらしい活動の報告などがございました。しかし、そうした努力にもかかわらず、全国的に見ますと、やはりたいへんなギャップがあるのです。そういうギャップは既に皆さんもご存じのこととありますから、細かい数字を挙げるのは控えたいと思いますが、例えば私がちょっとそういう統計を見まして真っ先に目を引いた、そういう意味で非常に典型的な事例というのを二、三挙げてみましょう。

例えば、教育委員会委員、これは全国都道府県レベルで235人の内、女子は26人、11.1%なのです。考えてみますと、実際に教育に携わっている女性は、小学校、中学校の先生は非常にたくさんいるはずでありますし、もちろん家庭で母親として子供の教育に多くの女性がかかわっております。むしろ男性の方は家庭でちゃんと父親の役割を果たさないというような批判が出ております。そういう世の中でありながら、いったい何で11.1%なのか。私は、やはりこれは非常に驚くべき数字だと思うのです。

それから、選挙管理委員会も総数187人の内女子は14人、7.5%です。考えてみると、有権者の半分は女性であるわけですし、むしろ今は投票率はどちらがよいと言えば、これも皆さんよくご承知のように女性の方がかなり高い。にもかかわらず、いったい何で選挙管理委員会は7.5%しか婦人が入

ってないのかと思います。あるいは労働委員会、これなども婦人労働者はものすごく多いにもかかわらず、159人の内たった1人でありまして、比率にしますと0.6%であります。

こういう数字は、挙げればまだ幾らでもあります。政府・自治体関係以外のものをとりましても、例えば、小学校の先生では、女子の比率は56.3%で、男性よりも多いのにもかかわらず、女子の校長先生はたったの2%であります。先ほど愛知県の例などがありましたが、どう考えても、政策決定にかかわるようなポジションへの女性の進出というのは低過ぎると思うのです。それで、これをいったいどうやって変えていけばいいのか。私もどうやって変えればいいのかという良い知恵を持ち合わせているわけではないのですが、日ごろから多少考えていることを幾つか申しあげて、皆さんにこの問題を考えていただく手掛かりにしていいただければと思います

1つは、審議会の委員などは政府が任命するのでありますから、もっと政府は婦人を登用するように努力をすべきであると思うのです。これについて、諸外国ではそういうケースはいろいろあるわけです。最も目覚ましい成果を挙げたのはアメリカの黒人の場合で、アファーマティブ・アクションと言われておりますが、とにかく一定のクォーターを決めて、そこまでは、黒人を優先的に採用するなどということをやってきたわけです。それで随分アメリカの黒人の地位は向上したと私は思うのです。ですから、同じようなアファーマティブ・アクションを、婦人問題について政府はもっと本腰を入れてやるべきではなかろうかと常々思っております。そうは言っても、政府がどこまでやるかというのはいろいろな要素があってなかなか難しいでしょうから、やはり婦人の方から、何か問題を改善していくような行動というものはないだろうかと思います。

そこで非常に極端なことを申しあげますが、選挙に際して、従来婦人がどういう投票の仕方をしてきたかと言いますと、大体のところは、特に婦人であるから男性とは違った投票行動を取るということにはなかったと思うのです。大体男性が取るような投票行動が女性の場合にも見られた、その間に特に大きな違いはなかっただろうと思うのです。場合によれば男性と女性とが、例えば、夫婦であればお互いに話し合いをして同じ候補に投票するというようなことも意外に多かったのではなかろうかと思います。それはそれでよろしいのですが、事態がなかなか変わらない以上は、この際、婦人はもっと男性とは違う投票行動が取れないものだろうかと思います。

最近、アメリカの選挙などでは、しばしばジェンダー・ギャップという言葉が使われています。ジェンダーというのは性です。性の違いによる投票行動の違いということなのですが、特に昨年のアメリカの中間選挙ではそういうジェンダー・ギャップが見られたというような報道がありました。そのジェンダー・ギャップをうんと進めて、どういうふうに男性と違った投票行動を取るか。これはかなり難しい問題なのです。具体的にやろうと思うとなかなか難しいのです。しかし、非常に簡単にできることが1つあると思うのです。それは、婦人はすべて婦人候補に投票することです。

しかし、そう言いますと、例えば、共産党の支持者が自民党の候補に投票するわけにはいかんとか、あるいは自民党の支持者が共産党の候補者に投票するわけにはいかないというような問題が出てくると思うのです。現在見ていると、残念ながら自由民主党からはあまりたくさんの婦人候補は出ておりません。どちらかというと革新政党の方に多いと思います。ですけれども、そういうイデオロギーとか政

策の違いはありますが、それぞれの個人にとって、ある程度の選択の幅というのはあると思うのです。例えば、自分は自由民主党の支持者だけれども、公明党や民社党までなら許容してもいいとか、あるいは自分は社会党の支持者だが、共産党と民社党ならいいとか、そういう程度の幅というのは1人ひとりの有権者にはあると思うのです。しかし、個人の許容できる幅の範囲で、婦人の候補に優先して投票するということをもし相当数の人がやったら、かなり結果が違ってくるのではないかと思います。もしも、婦人は婦人候補に投票するということが行われれば、今度は、今まであまり婦人候補を立てなかった政党も必ず立ててくると思うのです。これは選挙で有利ですから。やや乱暴な議論ですが、そういうところでジェンダー・ギャップを発揮できないかというのが、私の1つの提案でございます。

今の話は国レベルのことですが、もっと下へ下へ行けば、地方自治体レベルの選挙があるわけです。日本では地方自治体レベルの選挙については、あまり党派を持ち込まないという考え方が非常に強いわけです。御承知のように地方自治体のレベルでは無所属候補が非常に多いわけです。圧倒的に無所属主義であります。そういう地方自治体の無所属主義というのが、政治のあり方としていいかどうかということとは、私は多少疑問を持っておりますが、しかし、これは同時に、地方自治体に婦人の候補者が入り込んでいくには、ある意味で非常に利用しやすいとか、入っていきやすい状況でもあるのではなからうかと思うのです。つまり、国のレベルでは、どうしても候補者はどこかの政党に属することになります。地方レベルなら無所属でいいのですから、無所属で婦人の方々が結束して1人でも2人でも地方議会へ送り込む。事実、そういうことを行っている所が全国に随分あるわけですが、それをもっと広げていく。私は、これはそんなに難しい事ではないだろうと思います。むしろ、地方自治体の無所属主義を逆用して、無所属の婦人候補を増やしていくということも1つの方法として考えられないだろうか、ということでもあります。

そういうことを考えていきますと、やはりそこには婦人のリーダーが要るわけです。地方で地方議会へ議員を送り込むと言いましても、あるいは国のレベルで婦人候補を立てると言いましても、これはやはりどこから候補者を連れてこなければいけません。それで、そういう候補者をいっただうやって育てるかというのが4番目の問題として出てくると思います。ある意味で申しますと、政策決定とか方針決定への参加が非常に遅れている。あるいはそれについて男性との間に非常に開きがあるということとは、単にそこだけの問題ではないのだろうと思うのです。社会のあらゆる所で、リーダーが十分に育ってこないという問題が1つあって、それが政策決定や、方針決定への参加の少なさに跳ね返ってきているということではなからうかと思うのです。ですから、どこかでそれを育てていかなければいけないだろうと思うのです。それは、私はやはり社会のいろいろな場で、意図的に、あるいは自覚的に取り組んでいかなければならない課題ではなからうかと思います。

具体的に申しますと、例えば、労働の場でも、先ほど組合の話がありましたが、組合の婦人活動家が育ってくれば、それが広い意味で政治リーダーにもなっていくということでしょうし、あるいは地域活動で地域活動のリーダーが育ってくれば、その中から地方自治体などによって十分に活躍できるような活動家も育ってくるのではないかと思います。これは恐らく後からほかの講師の先生方からいろいろお話があると思いますので、私はこれ以上は申しあげませんが、そういうところでリーダーを育てると

とを考えなければならないのです。これは政府の審議会の委員を増やすということを考えましても、先ほど愛知県でしたか、15%まで増やしていくという方針があるというようなお話がございました。私は、15%というのは目標としては低いと思いますが、それを20%、30%と増やしていこうとすれば、やはりどうしても審議会の委員になれる人、が必要なわけです。ですから、それを育てていくことが重要ではないかというふうに考えるわけです。

もう1つ、長期的に考えた場合にどういう点が重要であろうかということですが、リーダーに女性が少ない、あるいは政策決定に参加できるようなポジションに女性が少ないとの理由というのを考えていきますと、ひとつ突き当たるのは、男女の役割意識というもの固定されていて、政策決定は男の仕事であるという意識があるということです。これは男の方にももちろんあるわけですし、あるいはまだ女性の方にもそういう意識が残っているかもしれません。だから、これを引っ繰り返さないことには本当の意味での共同参加というのはいかなかなか実現できないのではないかと思います。

男女の固定された役割意識を引っ繰り返すのはどこでやるのかと言え、これはやはり教育しかないと思うのです。そういう点で今の教育のあり方を見ていきますと、いろいろな問題があるわけです。現に小学校・中学校、高校で行われている教育にもいろいろ問題があるということは、皆さんはよくご存じのことだろうと思います。私がもう1つそれに付け加えて申し上げておきたいのは、大学への女性の進学率が非常に高くなりまして、これはたいへん良いことだと思うのです。良いことなのですがその内容を考えてみますと、やはり引っ掛かるものがあるのです。それは何かと言いますと、例えば、女性が何を勉強するかというと、やはり依然として文学方面が多いわけです。大体文学部系統の大学は、どの大学をとりましても女性の方がはるかに多くて、男性は数えるほどしかいないという現象があります。しかし、法学と経済学、あるいは私がやっております政治学、こういうところへは女性がたくさん来ることではないわけです。しかし、政策決定への参加ということを考えますと、そういう所へもっと女性が進学していかないと、長期的に見た場合になかなか現状が変らないのではないかと思います。

女性の進学率が高くなっているという場合に必ず引き合いに出される女子の短期大学なども、私は、そのあり方に疑問を感じるわけです。短期大学というあり方自体は別に構わないと思うのですが、何で女子だけが行く大学があんなにたくさんあるのかと思うのです。短大という存在は、長期的に見れば、役割意識を固定する機能を果たしていると思うのです。つまり、短大で教えられていることというのは、女性にはこういうことを教えればいいという前提があるわけですし、それから、その職業教育の内容というの、何か、ある偏った、固定されたところで考えられていると思います。ですから、私は、本当に男女の共同参加ということを将来実現していこうとするならば、極論ですが女子短大は全廃したほうが良いと考えております。

有馬 どうもありがとうございました。

それでは高梨先生、よろしくお願いします。

高梨 私の専門は経済学でして、今日皆さん方の前に私が女性の問題で登場してきたのはどういういきさつか、私にもよく分かりません。私自身は日ごろから、女性の理解者だと主観的には思っていますが、私が女性の問題を発言しますと、まさに女性の敵であるかのごとく批判が絶えず返ってくるという

苦い経験を何度もさせられております。今日はこういうシンポジウムですから、できるだけ問題をはっきり提起して、もちろん賛成・反対は結構で、それで問題を皆さん方に考えていただきたい、という意味で少し問題提起を極端な形でいたしたいと思います。というのは、あまりあいまいな問題提起をしても、皆さん方には理解できないでしょうし、反対なら反対だということをはっきり言ってもらいたいということもありますので。下手をすると言い過ぎたことで非難されるかもしれませんが。

私が婦人問題を考える場合に、例えば、今日のような婦人会議を開催しなければならない、労働省に婦人少年局がある、労働組合にも婦人部がある、こういうような婦人独自の活動主体なり、行政主体なりがなければならないというのは、たいへん不幸なことだと思っています。というのは、言い換えれば、それだけ女性がなにがしかの意味で社会的に区別、もしくは差別されていることの表れだと思うからです。長い目で見れば、このような集会を持たなくてもいい、又は労働省に婦人少年局がなくてもいい、こういう時代が早く来ることを私は期待しているわけであります。

なぜ、私がそういうことを冒頭に申しあげるかと言いますと、男女間で才能の差は全くないと私は思うのです。かえって婦人の方が、子供を産むという、男性にはできないたいへんな能力を持っています。能力のうえでは圧倒的に女性が上なはずであります。社会的、また経済的制度によって、女性の持てる能力が十分に生かされてない、こういうところに最大の問題があると思っています。

今日の状況で婦人問題を考える際、これは婦人問題に限りませんが、皆さんにここで訴えておきたいことは、いま日本経済のみならず世界経済、これがすべて病気にかかっているという状況であります。これに対してどういう治療法、処方箋が書けるか。これについては十分な処方箋が提起できていないのが現代であります。日本経済は比較的良好な状態にあると言われます。失業率も低い、インフレーションでもない、欧米諸国に比べれば、はるかに良好な状態であります。ところが、これが欧米諸国のような状態に陥らないという保証はどこにもないのです。社会主義化したらいいかというと、社会主義国は自由主義陣営以上に経済的に疲弊してダメージを受けています。そういうような方法でも解決しないのです。

この病状はあらゆる面に出ていていると思います。経済学では、経済主体として企業とか、家計とか、政府を挙げます。政府などは重病人であります。サラ金地獄で首が回らない状況であります。政府関係企業でも黒字の所もありますが、国鉄のように大幅赤字を出して企業としては事実上倒産経営であります。企業の方でもさまざまな病気にかかっています。いま、国内景気が悪い。だから、企業の倒産も続いています。こういうようにあらゆる経済主体で病気が表われています。

学校も相当病状が進んでいます。私の所属する大学などは病気が一番重いところでありますけれども、一例を申し上げます。私は信州大学経済学部の所属で、今年度の入試改革の発案者であります。いかに病状が重かったかということを目に見せられたように志願者が殺到いたしました。一芸に秀でた者を探るというのが入試の改善方法で、いわゆる偏差値のみで才能、能力を判定しない。偏差値以外の能力判定方法を出したということで相当の反響を呼んだわけです。もちろん、これも大学だけの入口を変えてもだめなので、小学校・中学校・高校とたいへんな重い病気にかかっているのが現状だと思います。これは父兄も、先生も、生徒もです。「分かっちゃいるけどやめられない」ということで受験戦線で一

生懸命やっているのです。

このように今の社会状況が高度経済成長過程を経て、それを支えている経済的、社会的基盤が大きく変わってしまったということです。ということは、それぞれの経済主体を構成している人間の諸集団が従来の発想や価値基準、こういうもので物を見たのでは、それからは何ら処方箋は立てられないということ、つまり180度近い発想の転換が必要だ、こういうように私は考えています。旧来の因習とか、伝統とか、従来どおりの考えでいかに言ってみたとところで、何ら役に立たない。かえってマイナスになりかねない点があるということでもあります。

今回のシンポジウムは婦人の問題ですから私は、いま現在、女性の才能が十分に生かされてない、その障害は何かということを2つだけ申し上げたいと思います。

1つは、私は労働経済が専門ですから、労働の場面からまず入りますが、労働基準法上女性が保護されているという点が、男女の雇用上の平等実現の最大の障害になっている、こういうことをまず申し上げたいのです。基準法上女性が、例えば就業時間制限などさまざまな保護がありますが、女性が保護を受けているということは、裏返せば、男性は女性より差別されているということです。そして、不幸なことに男性が、差別されているということを実感していないのです。労働基準法上本来なら男女平等に扱うべきが原則だと私は思っています。

ただ、その際、男性と女性の生理的機能で決定的に違うのが、子供を産むという能力です。日本ではそれを「母性保護」と言っていますが、母性保護だと生理休暇まで拡大してしまうので、私は、国際的用語であるマタニティー、つまり出産保護だけに限定したいと思います。これはもっと手厚くすべきだと思います。産後休暇をもっと長くすることです。育児のための休暇ということになれば、男性に与えなければならないという問題もでてきます。育児休業もそうです。子供を産むことについてはもっと手厚くすべきだと思います。

一般男女の問題については、基準法上、少なくとも平等に扱う。今の女子に対する残業時間規制は1日2時間、週6時間ですが男女平等にしてもそこまではいかないだろう、もう少し時間が長くなると思います。深夜労働にしても、事実例外職種がたくさんあります。電話交換手とか看護婦さん、こういう人たちは深夜労働についての例外職種になっていますが、こういう例外職種を増やしていくのかどうかという問題もあります。今日では女性よりもひ弱な男性がいますから女性がそれだけの労働に耐えられないとは到底思えません。もちろん深夜労働は男女ともに望ましくありませんから、原則禁止にすべきだと思いますが、今日の経済社会というのは、深夜労働を欠いては成り立たない面があります。電力・ガス・水道・救急医療病院、みんなそうです。公益事業については認めざるを得ません。現に、女性も深夜労働できる所は、看護婦さんでも、電話交換手でも女性の独占職場になっています。

問題は、女性が男性と比べて別の取扱いを受けていることが、かえって女性の就業制限をもたらしているということでもあります。戦前、工場法施行規則のうち一部見送られていました女子の深夜労働の禁止と、炭鉱・鉱山における坑内労働禁止が、昭和4年から実施に入りました。それと同時に、鉱山・工場労働者は、男女比が逆転いたします。その逆転は今日でも埋まっていません。そのこと自体は、女性を職場から締め出す役割を持っているのです。だから、労働基準法もそういう就業制限的な面を持って

いる、このことを十分に理解していただきたい、こう思います。

第2番目、これは社会学の縄張りに入りますが、今日の家庭観というのは、夫婦役割分担型家族観であります。つまり、夫は外で働き、妻は家庭を守り、子供を育てる。いつ、いかなる統計調査を見ても、大体夫婦役割分担型家族観がまだまだ多数派であります。ただ、徐々にいま夫婦同僚型というか、夫婦職業継続型家族観に移り変わりつつあります。その過渡期として、子育てを終わった30歳代半ばからパートタイマーの市場に大挙して女性が進出するという職業中断型がふえてきております。この人たちは、独身時代にBG、OL、その他の雇用労働の経験者がほとんどであります。そして妊娠・出産に伴って子育てのためにいったん家庭に入り、育児・保育労働から解放されるとともに再度労働市場に出てきている。今のように、子供を1人か2人しか産まない、産む期間も3年ないし5年と短い。こうなれば子供が学校へ上がれば、相当育児の負担から解放されますから、家庭を外にして雇用労働にも出やすくなります。事実、それなりの職業的知識も身に付けている。そういう意味で、一種の職業中断型の女性が増えつつあります。私は、そういう家庭観が支配的になりつつある時代だと思います。ただ、これも過渡期でありまして、もう少し長い目で見れば次第に、職業継続型、結婚して子供を産んでも職業をやめない、こういうような女性がどんどん増えていくに違いない、こう考えています。

そういうふうになってきますと、経済学ではたいへん問題であるわけです。夫は外で働き、妻は家庭を守るという場合には、夫の収入によって妻及び子供を養う。だから、サラリーマンとしてのサラリーは、家族を養うことのできる水準でなければならないわけです。ところが、夫婦が一緒に、例えば専門職で働くとなると、賃金の水準の考え方が、妻や子供を養える賃金水準ではなくなるわけです。それこそ単身者賃金になりかねず、これは経済学にとってたいへん深刻な問題提起であります。そういうような状況は今世紀にはとても来ないと思っていますが、来世紀、21世紀になったらそういう時代が来るに違いないと思います。いま、そういう移行の過渡期にあるのではないかと、こういうように考えています。

もちろん、その際、職業継続型といってもすべての女性が職業を継続すればいいということを申しあげているのではなくて、女性が専業主婦で生きていく、また雇用労働に出ていく、パートタイマーとして家事労働の暇な時間をつぶして出ていく、こういう多様な選択があっていいと思うのです。ただ、この選択が、さまざまな制度、政策によって、また、男性の女性観、女性自身の職業観などによってなかなかスムーズにはいかない、こういう障害があるということでもあります。

一例を挙げれば、子供を育てるにはたいへんな手間がかかるわけですが、託児所・保育所にしても、公営の託児所・保育所というのは保育時間が短い。だから、ベビーホテルの方がはやりです。ニーズに合っていないのです。また婦人はいきおい夕方になると、子供を受け取りにさっさと帰らなければなりません。すると、責任ある仕事は回ってきません。公営保育所、託児所にしても、もう少し託児・保育時間をニーズに合わせるよう変えなくてはなりません。

また、これから高齢化社会がやってくると皆さん方はまだまだ実感を持ってないと思うのですが、これはたいへんな問題なのです。寝たきり老人がいた場合、だれが老人を介護するか。介護する女性がいいますかという、たいへん深刻な問題です。それこそ『楢山節考』ではないですが、年寄りには早く身罷

てもらいたい、こんな時代が来ないとも限らないのです。老人の問題でも、身の回りの面倒を見る、これは、私的扶養の中だけではなくて、公的に見ていく場合にも、これを女性の方に頼ってきている。しかし、これからは女性だけでは足りないわけです。そこをどういう仕組みでこれから高齢化社会を迎えるのか。たいへん重要な問題がそこで提起されています。従来の老人観をもっては、とても対応できないということをこのこと自体は意味しています。

以上2つの点が、今のところなかなか男女平等を実現しにくい原因といえます。すなわち、役割分担型家庭観にこだわっている限りは、なかなかそこは実現しにくいということで第2番目の点を申しあげました。まだ幾つか申しあげたい点がありますが、以上2つの点だけ申しあげます。

有馬 どうもありがとうございました。

それでは私も、ほんのちょっとだけ申しあげさせていただきたいと思うのです。私は、地域への参加の問題を中心に申し上げさせていただきたいと思うのですが、その前に、いま高梨先生が労働の問題でお触れになりましたので、一言、私なりの考え方を申しあげたほうがよろしいのではないかと思います。

それは、労働の中での現在の女性に対する保護の問題でございます。高梨先生も、深夜労働などというものは、男女とも原則禁止にすべきが本当だとおっしゃった。たぶん、そちらのことをかなりおっしゃりたかったのではないかと思います。やはり、この保護の問題というのは、いま世界的なレベルでもいろいろな問題が出てきていることです。日本でも新しい男女雇用平等法ができる、できないという問題を含めて、慎重に、いろいろな立場から検討されなければならないというふうに思っております。

私自身は、保護のない仕事でございます。テレビというのは保護の対象外の仕事でございます。緊急の事などございましたら、私たちは、深夜でも早朝でも仕事をいたしておりますし、そういう一種の公共機関的な仕事でございますから、時間規制の適用は受けておりません。しかし、皆が適用を受けないのがいいと私が思っているかということと必ずしもそうでなく、現行の保護には、それなりの背景があって出来上がったものなのです。そこで、その背景と今日の背景とを慎重に比較検討して、一つひとつを丁寧に、細かく見ていく必要があるのではないかと私は思っております。

その中で、当然、今の状態では、高梨先生がおっしゃったように、むしろ男女平等を阻害するものであるという判断ができるものに関しては、それを緩和する、あるいは撤廃するということがあってもいいのではないかと。しかし、これはどうしても必要なものだということに関しては、やはり守るべきものではないだろうか。そして、むしろ男性の現在の「36協定」と言われるような、労働基準法36条で決められている、無制限で働けるという状態をもう少し、いま良い状態にある女性の側に近づけるというようなことも検討されているのではないかと。そして、それとともに、特に中小企業の方々がたいへん困っているらしいです。週休2日制とか、有給休暇の完全消化とか、女子保護そのものの以外の周りの労働条件のことをもう少し検討する必要があるのではないかとこの感じがいたします。例えば、私も家庭を持って働いておりますが、25年働いてきた経験を通して言いますと、週休2日制があって、有給休暇が完全に取れる、そういう条件があれば、どんなに女が楽かなという、少々時間外労働があったって、そ

れがあれば回復できるのになあというようなことを思うときがあります。

海外では、もちろん女性特有の制限というのは少ないのですが、全体の労働時間が短い。3、4週間にもわたるバカンスがある。そのために男の人も女の人も同じ条件のもとで働いていますが、非常に働きやすい条件があるという感じを私は受けるのです。それとともに、フレックスタイム制とか、ジョブシェアリングと言って1つの仕事を分け合っていく働き方とか、いろんな多様な働き方が導入されてきておりますので、そういうことも勘案する必要があるのではないかという感じを持つわけです。

さて地域への参加のことですが、地域への参加について、私はやっぱり今日、幾つかの問題があるような気がしております。それは大きくいうと次の3点ではないかと思うんです。

1つは、地域活動に対する男性の参加というところを、私たちはどういうふう考えたらいいたうということなんです。総体といたしまして地域の活動参加者には女性の参加の方が多いです。大体8割ぐらいは女性が地域活動を担っているといっているのではないかという感じがいたします。男性は、仕事中心という方が非常に多くて、地域への参加が少ない。このところを私たちはどう考え、どういうふうに対処していったらいいのか、ということを考えていかなければならないように思います。

なぜかと申しますと、地域というのは仕事の手の空いたときに、あるいは家事、育児の手の空いたときにちょこちょこっと片手間にやればいいという活動ではもはやなくなってきている、という感じがするのです。つまり、職場、それから家庭そして地域と言われますように、地域というのは人間が生きていくときに必要な非常に大きな場ではないか。地域というのは、人がそこで生まれて、そこで死んでいくという、そういう場なんだ。その地域の中で生きる時間とか、生きる部分というのが、人間にとっては非常に大きくなってきているというのが今日の社会ではないかというふうに思うのです。そのために、地域の活動というものをもう少し大切なものというふうにみなして、私たちのさまざまな活動をしていくうえで必要欠くべからざるものというふうにみなして、地域への男性、女性を問わずの積極的な参加ということを考えていかなければならないのではないかと。どうすれば男性を地域活動に参加させることができるのか、というようなことを考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うのです。

と申しますのは、私も各地に伺いまして、いろんなお話をさせていただいたりしますが、その後で参加者が必ずおっしゃいますのは、「この話をぜひ男の人たちに聞いて欲しい」ということです。女だけじゃもうどうにもならないんだというお話があることがありまして、それは本当だと思うんです。やはり男の人たちを地域活動に何とか引き込むノウハウを作っていくことが必要でしょう。どこか上手にできている所がありましたら、その情報をぜひ発表していただいて、情報交換をすればきっといろんな地域で同じ悩みを抱えていらっしゃる方がおりなんじゃないかなという気がいたします。

その意味で今日は、私は本田さんのお話を午前中たいへん興味深く伺いました。あれは子供というところが取っ掛かりになっております。もう1つは、さっき高梨先生の方からも御指摘がありました高齢者というところが、ひとつ取っ掛かりになるんじゃないかなというふうに思っておりますが、その辺また、いろんな御意見を伺わせていただきたいというふうに思っております。

2番目の問題は、女性の方針決定、政策決定ポストへの参加、ということです。これは阿部先生の方からたいへん詳しい御説明がありましたから、私は省かせていただきますが、このところで1つだけ

考えたいと思いますのは、よくいろんな所で言われますのが、女の人に責任あるポストにどうかというふうに言うと、女の人の側から辞退される場合が非常に多い。そういう責任あるところは嫌だ、私は家庭があるからそんなにまではやれない、という。これでは女性を登用しようにもできない。そんなふうにおっしゃられることが多いもので、この辺をいったいどうしたらいいんだろうか、と一緒に考えたいと思うのです。今日午前中、長野の中村さんが御指摘になりました、女性の側の自覚と言いますか、その辺のところもしっかりしておかなければいけないんじゃないか。せっかくチャンスがあっても、それを避けていく、自ら失っていくというようなことで逃していったいへんもったいないというような気がいたします。その辺りをひとつお考えいただけたらという気がするわけです。

3つ目は、地域への働く女性の参加の問題です。働く女性が多くなってきた。フルタイムの労働でなくとも、パートタイムの労働で外でちょっと仕事をするという人が増えてきた。そこで、私は働いているんだからということをお口に、例えば、PTAの役員にならないとか、自治会、町内会の役員も御免こうむるとかというような例が多いというようなことを、しばしば書くことがあります。そのことが1つの切っ掛けになりまして、「だから働いている女は」というようなことで専業主婦の方がおっしゃる。今度は、逆に働いている女の人は、「あの人たち、暇なんだから役員でもやればいいのよ」という形で、働いている人から専業主婦の方々へのそういう声があるというようなことで、こうなりますと、私は先ほど、女の連帯というのはすばらしいんじゃないかと申しあげたのですが、その連帯ができにくくなるというようなことがあります。

私が東京などで見聞きしております例では、働いている女の人たちでPTAの役員をなさっている方は非常に増えてきております。それから、地域の消費者運動などに参加をなさっていらっしゃる方、市民運動に参加をなさっていらっしゃる方が増えてきているのは事実です。そういう働く女の人たちが地域の活動に参加をしているような例がありましたら、またそれもぜひお教え願って、どういう形でそういう連帯ができたのかというようなノウハウを公開していただいて、これもやはり教えられたり、教えたりというような形になればよろしいのではないかなという感じがしているわけです。私も妙案は持ち合わせませんが、何うとなくよりますと、例えば、会合時間の問題とかいろいろあるようです。ともあれ、このような形で私たちはその地域への参加、それも、ただ参加すればいいということだけではなくて、地域のあらゆる分野、あらゆるレベルへの参加ということを実現していくことが、国際婦人年もあと2年という状態になりましたときに、たいへん必要なものではないかという気がするわけです。

それでは会場の皆さまからの御意見、御質問を承りたいと思います。時間がございませんので手短かにお願いいたします。ではどうぞ。

参加者1 日本婦人有権者同盟に所属しております。また宮崎の婦人団体連絡会の一員であること、それから、働く立場を持っております。本日は、婦人の政策・方針決定への参加をさらに進めるという形のお話が随分たくさんございました。阿部先生のお話の中で、選挙に対する行動のこと、たいへんありがたい御指摘だと思いましたが、ちょっとそれに補足をさせていただきたいと思います。

婦人の有権者の投票率も高く、婦人の投票総数というのは大変なものだろうと思います。それで婦人に投票しようということをおっしゃっていただくのは、たいへんうれしいんですが、宮崎のような田舎で

すと、各政党すらそれぞれの代表が全部立候補するわけではないわけです。例えば、参議院選挙などは一県一人制ですので、立候補する人もほんの二、三人。私どもが婦人の方に投票したいと思いつきは、今まで参議院の全国区だけだったわけです。参議院の全国区というのは、本当に自分が信頼する婦人に、しかも立場も共感できる方に投票できる唯一のチャンスだったんですが、ご存じのように1カ月前に迫りました今回の参議院議員選挙からそういうことができなくなります。これはやはりせっかくあった制度の大変な改悪だというふうに私は受けとめているわけです。有権者の気持や力が代表できるような形へ制度が整っていくこと、及びその制度の整いに対する私たちの関心とか、そういうことに対する力を振り向けるとかいうことも大事なことでないかというふうに伺いました。実は、10日ほど前、宮崎県での婦人の集いをいたしまして、パネルディスカッションの司会を私がいたしました。男性のパネラーとして出席されたのが、やはり政治学の先生でしたので、今日のお話と共通な面があり、たいへん興味深く聞かせていただきました。宮崎での話の場合は、今日入っていますちらしの「家庭生活への男性の理解と関心をさらに高める」という方へ話が集中いたしまして、男女の役割分担意識の大変な強さということを本当に感じさせられました。そういう点で長期的に見ますと、教育の役割がたいへん大事でして、先ほど、女子だけの短大なんかなくなってしまうとよい、とおっしゃいましたが、私も短大で教えている立場を持っている関係上、たいへん共感いたしました。お聞きしました。

それからもう一つ、有馬さんが言われた最後の部分で、地域活動への男性の参加を進めなくてはいけないということの論点は、もしかしたら、高梨先生が言われた、世界経済が病気になるということと本当に関連するのではないかと思います。私は数学を専攻している立場上、数量的なことにたいへん興味がありまして、先生のお話をそういう点では興味深く伺ったんですが、世界の経済の動きとか、いろいろな形のものが今後変わっていく方向にあるのではないかと、そのとき、地域の持っている役割というものは、有馬さんが指摘されたように変わってくるべきではないか、という認識が必要なのではないかと思っております。

有馬 ありがとうございます。

関連の御質問、御意見はございませんか。

参加者2 東京の婦人問題を進める会に所属しております。本日の婦人問題会議に、最後の決定版ともいえる講師の先生がお二人とも男性であるということに非常に疑問を感じたんですが、それはさておき、先生のお話を伺いますと、非常に婦人に対する御理解も深く、婦人に対しての進出の秘けつなどもお教え下されて、ありがたかったなあ、やっぱり男性であるなと思ったわけでございます。阿部先生のお話に対しては、議員進出とか、決定の会議への進出についての秘けつともいえる良いアイデアをおっしゃってくださいまして、非常にありがたく存じました。そのうえに私は、もう一つ良いアイデアをここで考えたんです。と申しますのは、婦人すべからく婦人候補に投票せよ、そのうえに私が考えるのは、男性もまた、すべからく婦人に投票せよ。その中でも、男性でもフェミニストの方は婦人に投票して、どうしてもという人は、それは自由である。それから、婦人にも男性の好きな婦人もおりますから、そういう者は男性に投票してもそれは自由である。そうすれば、婦人は投票率も高いことだし、必ずや多数の人員をもって議員等にも進出できるんです。第一、そういう決議を全うしていくよ

うな立場の者を多くするということは、婦人の立場を有利に展開するという、これは火を見るよりも明らかでありますので、そういう良いアイデアを私は提唱するわけです。

有馬 どうもありがとうございます。この全体討議の講師が男性であるというのは、主催者側が非常に御苦労なさったところでございまして、「男女の共同参加」であるのに、会場はほとんど女性であるし、これまでの発表者もほとんど女性だということで、主催者側が無理にお願いして、男性お二人の先生にここに来ていただいたということです。御質問がいま2つありましたので、阿部先生に政策決定ポストへの参加のところをお話をいただくと同時に、阿部先生も、高梨先生も、先ほど、宮崎の方がおっしゃっていました「家庭への参加」のところをお二人とも実践なさっていらっしゃる方ですので、その辺りをちょっとひと言ずつお話をいただけたらというふうに思います。

阿部 宮崎の方から参議院の全国区のお話がありましたが、私の考え方を非常に簡単に申しますと、私は、比例代表制というのは非常に良い制度である。世界の大勢を見ましても、小選挙区制というのは非常に数が少ないし、大体比例代表制になっているんです。ですから、比例代表制自体は非常に良い制度だと思いますが、ただ、日本で適用するなら、これは衆議院議員選挙に適用すべきである。参議院全国区というのは、実は、今までそういう比例代表制になじまないような、つまり、個人で全国的にファンのあるような方が出ていたわけです。それはいけないという人もありますが、私はそんなことはないと思うんです。参議院の全国区に比例代表制を入れることで、実は良さをなくしてしまったというふうに考えております。

それから、男性も女性候補に投票すべきであるというお話ですが、私も大変賛成でございます。私も、実は、複数の候補でどれにしようかなというときには、その選択の範囲内に女性の候補がいれば、女性の候補に投票するということを実行いたしております。ただし、そういうふうに行っている人がほかにいるかどうかは、私はあまりそういうことを聞いたことがありませんが、しかし、そういうふうな呼びかけは、男の中にもそれに共鳴する人は少なくないのではないかとこのように考えています。

家庭の中の役割分担については、さっきも申しましたが役割意識を転換させるには、やはり長い目で見れば教育と家庭しかない。たまたま私は教育の方だけを申しあげたわけですが、やはり家庭の中の役割意識の固定化されている部分というのは非常に大きな問題だと思うんです。実は、もっと極端なことを言えば、今の役割意識というのは、要するに女が家において、男が外に働きに行くという形で固定されているわけですが、よく考えますと、男性の中にも、決して外へ行って競争社会の中で荒波にもまれるのがそんなに楽しいという人ばかりじゃないと思うんです。むしろ家において、例えば料理を作ったり、あるいは子供を育てたりするほうがはるかに楽しいという男性が随分いるんじゃないか。ところが、逆に固定意識があるために、いわば社会的に不適應な男の方もみんな外へ行って働かされているわけですから、私は役割が固定されている犠牲者は、男性の方にもいると思います。ですから、もっと自由に考えれば、女性の方が外へ出て働くことに適性があって、男性の方は、むしろ家において家事をやるほうが適性があるというのであれば、むしろ女性の方が外へ行って働くほうがいいんじゃないか。ただ、今の日本のいろんな制度というものは、そうなったときに働いている女性に対して十分な法的な保護を与えたり、あるいは権利を認めたりしているかという点、どうもそうではないのではないかと。例えば、私が

外へ行って働けば、私の妻に対しては家族手当などが払われます。私が家にいて、妻が働きに出たら、私に家族手当を払ってくれるかというところ、そういうところはあんまりないんじゃないか。やはり全体の社会制度の中で固定化というのは非常に進んでいます。私は、それは逆に男性にとっても非常に不幸なことだから、もっと自由な考え方というものはできないものかと、ひそかに夢見ております。これは本当に夢としか今のところ言えないと思いますが。

高梨 「家庭への参加」の問題ですが、先ほど、司会をされた小玉さんから、私は包丁さばきがうまいと紹介されましたが、私は釣りがもともと好きなものですから、釣ってきた魚は、自分で料理して女房子供に食わせる。大体僕の女房は包丁さばきが下手くそで、刺身を作るにもぐちゃぐちゃやっつけばまずくなっちゃいますから、肉料理と魚料理は専ら僕が受け持ってやっています。それは僕のひとつの趣味みたいなものですが。

夫婦役割分担型家族、これがまだ支配的だということをはっきりしているんです。こういう状況の下で、夫に家事労働まで負担してもらいたいというのは、なかなか進まないと見ています。というのは、夫は外で働き、妻は家庭を守り、子供を育てというのが夫婦役割分担型家庭観です。つまり、夫は、そのときどういう経済行動を取るかといえば、できるだけ外で余計収入を上げて、家庭に持って帰ってくる。言ってみれば、夫は猿回しの猿の方なんです。だから、長時間労働をいわず、残業手当を稼いで一生懸命に家庭に持って帰ってくる。

したがって、夫婦役割分担型家族が支配的である間は、なかなか労働時間短縮運動は進まないに違いないと思っています。今でも労働時間短縮と言っても、残業時間をカットされる方が、はるかに労働者一般にとっては痛いわけです。超過勤務をしたがる方が多数であると考えた方がいいと思うんです。妻の方もそれでいいと思っているわけです。夫が仕事に励まなくて、家庭に持って帰る収入が低ければ、まず夫の点数は低くなります。だから、毎年春の賃上げの時には、夫のしりをたたいているのは妻の方なんです。これが役割分担型夫婦の生活経済行動様式だと思うんです。あとは、妻は夫が持ってきた収入の中でいかにうまくそれをやり繰りして、子供の教育や、栄養を取っていくかと、こういうことで家庭経営をやっているわけです。

先ほど、私はもう1つ言いましたが、極端な描き方で、夫婦同僚型家族。要するに夫婦共に職業を持っている。こういうように職業で自立していった場合には、当然、夫婦共に労働時間を短くして一緒に生活しようという、生活時間を伸ばそうという行動が起こるに違いないと思うんです。それでなければ年がら年中すれ違い夫婦になってしまいます。子供との会話、夫婦の会話のためには、そう残業もしないで、完全週休2日制にして、家庭を育てていこうという生活行動が出るに違いないと思うんです。ちょうど今はその過渡期なんです。さっき言いましたように、職業中断型の家庭観が、女性の中でいま隆盛です。その人たちは、パートの市場に出ても、家事労働の妨害にならない程度にしか働かないわけです。パートタイマーの調査によると、フルタイムで働きたくないと言っているパートタイマーが圧倒的に多いわけです。パートタイムだからこそ働けると、こう答えているんです。というのは、家事労働を全面的に放棄していないわけです。まだまだ良妻賢母で、一生懸命家庭経営は守りましよう、といううけなげな中年女性の行動なわけです。そういう状況の下ではなかなかいま言ったような家庭経営につ

いて夫が家事労働を負担するというようなことは、体制として出てこないんじゃないか。せいぜい布団の上げ下げと、両戸の開け閉めと、日曜大工ぐらいにとどまります。だから、僕みたいに料理まで手伝うなんていうのは例外中の例外じゃないかと思っています。

先ほどから申し上げていることは、価値観とか、価値基準とか、家庭観、職業観というものには徐々にしか変わりません。20～30年タームで変わっていくと思うんです。経済学というのは、もともと40～50年単位でしか物が見れない科学ですが、そういうように長い目で見ていけば、そういう方向にある。方向にあったら既存の政策・制度をその方向に合うように、どう手直ししたらいいかと、こういう発想で取り組むべきだと僕は思っています。

有馬 ありがとうございます。

参加者3 婦人問題懇話会に所属しています。2つの点について簡単に申し上げます。講師の先生は大学の先生方でいらして、片や政治、片や経済というような大問題に取り組んでいらっしゃいますので、今日のお話はほんとうに身にしみてうれしく伺いました。そういう先生方の立場におきまして、大学の学生にもそのような御指導をしてくださるんじゃないかということで、お願い申し上げたいと思っています。私は常に感じておりますのは、労働省の中の婦人少年局というような婦人問題についての組織、これを日本でもう少し考えてもらいたい。西欧の各国がもうやっておりますような、単独の省を作っていただきたいと思うんです。これにこの会場の皆さま方が御賛同くださるならば、先生方にもお願いしたいと思います。先生方のような立場の方が、私どものような婦人を相手にするだけでなく、男性その他、日本中の経済界にも、あるいは労働界にも声を大にしてそういう運動をしていただきたいと思うくらいなんです。といいますのは、私どもが本当に感動した前向きな御指示はありがたいと思っておりますが、帰りますして私どもが小さい声で、いくら県や都、区へ行きますしても、果たして区長、あるいは県知事がどのような気持ちで聞いてくださいますか。それよりも私は、大学の鮮々たる先生方にも協力をしていただきたいということをお願いし、御意見も伺いたいと思います。

有馬 どうもありがとうございました。

関連でも結構でございますし、ほかの御質問でも結構でございますが、どうぞお手をお挙げください。

参加者4 日本カトリック婦人団体連盟に参加しております。私は、第1回の日本婦人問題会議から8回目の今日まで出られたことをたいへんうれしいと思います。先ほど有馬さんもおっしゃったように、この会が地面に足が着いてきて、皆があまり気負ったり力まないで、楽しい雰囲気の中で自分を主張することができ、そしてまた、地域に密着した自分たちの仕事を自分たちで考えてやっている、ということをはんとうにうれしいと思っています。

私が申し上げたいと思うことは、いまの若い方がいろいろ専門の職業を持ったり、いろいろな活動をしていらっしゃる、結局、私たちのような姑的な年代の者が、手に職もないということで、年寄りの世話をし、家の中で働きながら、孫の世話を押し付けられている。その犠牲のうえに若い方が働いているということが非常に多いのです。そういう方々が本当に辛いというようなことをクラス会でも聞き、しかもそうした不平不満が体の方へも影響してきています。もちろんお年を召した方々でも、市川房枝先生はじめ立派な方々が80になっても働いていらっしゃる方もあるんですが、そういう方以外の多く

の女性が 60代、70代で苦しんでいるということを若い方にも考えていただきたいと思って発言しました。

参加者5 国際婦人年東京実行委員会に所属しております。

2月1日から老人に対して老人保健法が施行されました。この老人保健法によって老人が病院から追い出されてしまうという事態が具体的に起こっているわけです。老人保健法の場合、診療報酬に差別があるということで、病院は老人を長く置いておくことを損をしてしまうということで家庭へ帰されるわけです。老人の権利の問題、医療保障の問題については今申しあげる暇はありませんが、婦人にとって、老人が家庭に帰されてしまうことは、今まで働いていた婦人も家庭に帰されることになりかねないのです。そういう意味で、働く婦人が非常に厳しい状況に追い込まれてくるというのが現状ではないかと思います。

先ほど、高梨先生は、婦人の保護があるために能力が生かしきれないんだ、保護は削減した方がいいんだとおっしゃいました。ですが、保護がなくなったら、子供を育てながら働ききれない婦人がたくさん出ると思います。体を壊したり、職業病になったり、36協定でもって青天井の男子と同じに働けといったら、働き続けられない婦人がたくさん出ると思います。職業継続型が増えていく、それは過渡期である、というようなおっしゃりでくられる高梨先生に、ちょっと質問したいと思うんです。保護の削減はやはり婦人の社会進出を阻害することになってくるんじゃないかと思うわけです。こういう論議は、高梨先生はたくさんお聞きになっていらっしゃるでしょうが、婦人や家庭に帰れと。私は、いま婦人問題会議をこうして一生懸命やっているのにもかかわらず、一方では、婦人の社会参加を妨げていく、あるいは逆方向に持っていく、そういう方向が強くなっていくのではないかと思うんです。私は、やはり男性の労働時間を短縮してもらう方向に行くべきだと思います。男性と力を合わせなくてはこれではできません。労働組合の方針もはっきりさせなくてははいけません。そういうことで努力する以外にないと思うんです。そして、家庭にも労働者が目を向ける。家庭が父親不在では非行の問題ともつながるわけです。そして、地域にも目を向けられ、発想の転換をして、男子も女子も人間として生き生きと生きられる社会。今の企業人間である男性が、決して私は幸せだと思わないんです。そういう意味で、男性も女性も能力を発揮しながら、生き生きと生きる社会を何とかしてつくっていかなくてはいけない。そのための手助けを、保護を削減するなんておっしゃらないで、高梨先生も援助をしていただきたいと思うんです。労働省もぜひお願いしたいと思います。

参加者6 青森県で保育園と幼稚園を経営して幼児教育に携わっている者です。午前中、愛知の方が1ミリ運動、百年計画であるその中に何か根本的な問題があるんじゃないかと御提言なさいました。それから、午後の講師の阿部先生が、男女の役割分担をどこで覆すかという、教育よりほかはないじゃないかとおっしゃいました。私は本当にそう思うんです。乳幼児の教育に携わって一番よく感じますのは、若い子育て中のお母さま方が、仕事を持っていらっしゃる方も、持っていない方も、女の子は女の子らしく、かわいらしく、バラの花のごとく、男の子はたくましく、男らしくと言って子育てになります。もちろんそれは当然男女の能力も違いますのでいいと思うんです。これからはそれと並行して、女の子でも男の子でも責任とか強さというものを育てなければ、いまこうなってからパンソウコウを張って、手術をしてと言っても間に合わないのではないかと思うんです。私たちも立場上、若いお母さん方の研

修で指導していますが、若い子育て中のお母さまの感覚というか、覚悟というか、子育ての変革をいいたいと思います。それと同時に、先ほど子供を預けてお母さん方は働いていて、老人がその犠牲になっているという発言がなされました。それは確かにそうだと思いますが、やはり生産年齢である若い人に働いてもらって、みじめな老人とか、犠牲と言わないで、嫁なり、娘の子供の孫育ての場合にも、私たちは男女不平等でひどい目にあってきた。しかし、時代が変わってこうなるのであれば、孫の時代には今よりいくらかでも良くなるようにと思って、次を育てる責任というものを持って、小さい孫たちにも、女の子だってこの強さを持たなきゃだめよ、男の子だって女の子が忙がしなかったらこれをやってやらなきゃならないじゃないの、という平等の精神というものを小さいうちから入れていかなくてはならないのではないかと思います。

参加者 7 私は、今年の2月、思いきって市議会の選挙に立候補して当選いたしました。福井県は、特に働く婦人が多いんですが、本当に女性の地位が低うございます。当選できたのは女性の連帯でした。私が選挙の準備もなく、どうしてもやりたいと出ましたところが、町の女の人が非常に支持をしてくれました。それから、男の人でも支持してくれました。「なんでも選挙も知らない女が出てきたんやで、助けてやろう」というわけなんです。10年近い間、もっと皆で地域の水を守ろう、という運動を続けてきたことが背景にあったと思います。また女性の連帯の中で一番うれしかったのは、水商売の女の人が支えてくれたという実態を聞かされたことでございます。

それから、当選して議会へ出てみましたら、私のような者が1人出ただけで、少しずつ議会の雰囲気、理事者の態度が変わってきたという事実があります。そして、当然女性の政策決定への参加も少ないので、議会の場で「このことはどうなっていますか、何とか善処していただきたい」と言いますと、理事者も改善を約束してくださるんです。ここにおいでの方々には、かなりいろんな面で有能な活躍をなさっていらっしゃると思いますので、思いきって自分を捨てるつもりで立候補なさることを、私はお勧めしたいと思います。

参加者 8 全金同盟に所属しております。高梨先生にパートのことでお聞きしたいと思います。確かにパートは労働条件は悪いんですが、女性が家庭のシワ寄せもなく仕事もできて、両立できて女性としては割合と好ましい職業形態ではないかと思います。そういうニーズと合って女性のパートが増えていくという一面もあると思います。その反面、先ほど、世界経済も、日本経済も病気になるというふうにおっしゃいましたが、企業を見ますと正規従業員からパートに切り替えて、だんだんパートを増やしていこうというような職場も多く見られてくるようになっております。女性自身のニーズに合うと同時に、企業側も景気が悪くなってくるとパートを増やそうと、考えてやっていきますので、これからますますパートが増えていくというような状況ではないかと思います。そうした場合には、例えば1時間当たりの賃金をもう少し全国的に高くするように規定するとか、何らかの歯止めをするような方向がないと、女性の地位全体が上がらないのではないかと感じております。この辺についてはどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

参加者 9 島根県農協婦人部に所属しています。私は、島根県でも農村地帯の市に住んでおりますが、いまおっしゃいましたように非常にパートが多くなりました。パートに出る理由はいろいろありますが、

パートを雇う人たちの姿勢が、自分たちに有利なように使っているということでございます。パートだと言いながら、常雇とあまり変わらないような時間帯で働かせていて、それに対する報酬は常雇とは違うということが非常に多いのです。もう1点、なぜ、そういうふうな状態だったら自分たちの立場を主張して、もっと有利なようにしないのかと言いますと、実は御主人が働いておられるので扶養家族という立場でございます。給料が年間79万円以上になると配偶者控除が適用されないということでございます。そういうような点でパートを望んで、パートで甘んじているという姿勢もあるということです。いま、婦人の地位の向上が叫ばれているとき、そういうふうな考え方でよろしいのかということと、もう1点は、そうしたパートで甘んじている人たちを食いものにしている企業側の姿勢は許されるのかどうかということを、先生にお伺いしたいと思います。

有馬 たいへん根本的な御指摘で、この辺りでちょっとお答えいただきたいと思います。

高梨先生、いまのパートタイマーの問題と、先ほど、お話が出ましたことを含めて、お話をいただけたらと思います。

高梨 先ほど、老人保健法に触れられて発言された方には、私が舌足らずで誤解を受けたと思うんですが、私は、労働時間の上限については、男女共にそろえろと、こう申しあげたんです。36協定で無制限にできるのが、むしろ問題で、労働省も労働基準局長通達により、当面年間総労働時間を少なくとも2,000時間とする。月残業を50時間に男性についてしていく、また、これをだんだんと締めようとしているわけです。そういうことを一方でしながら、男女共に残業時間の上限を同一に決めるべきだと、私はこう申しあげていたわけで、別に、今の男性と同じように女性を働かせなさいと申しあげているわけではありません。これは誤解をされていますので、私の主張を御理解いただきたいと思います。

パートの問題ですが、男女の雇用上の平等の問題でも、私は労働省の中央職業安定審議会と、職業訓練審議会の委員をずっとやっておりますが、たいへん厄介な問題は、いま、日本の雇用情勢は、良い状況ではないわけです。この中でパートの市場に女性がどんどん出てくるということは、結果的に男性の職場を奪うんじゃないか、こういう懸念があって、恐らく婦人少年局の方々はほかの職業安定局その他を説得するのに苦労しているんじゃないかと見ています。これ以上、女性に職場に進出されたら、そうでなくても再就職の困難な中高年男子は、職場から締め出されるんじゃないかと、こういう状況が一方であるわけです。その点、フルタイムであれ、パートであれ、女性が無制限に労働市場に登場してくるということについては、全体の労働力の需給のバランスからいって、供給側が不利になるのは明らかであります。そのことをいったいどう考えておくかということです。今は景気が悪いですから、もちろん日本はそんなに失業情勢が深刻でなくてまだまだ完全雇用状態に近いわけですが、それでも中高年男子については、いったん離職したら再就職がたいへん困難だということは明らかであります。その辺の競合関係をどうやって調整しておくかということについては、はっきりした対策を出さない限り、いま言ったパート対策も直ちには出てこないといっていると思うんです。島根県の方が言われましたが、パートを雇う場合に伝統的に言われていたことですが、男女同一労働・同一賃金、というのをどう考えるかです。同一労働という場合の、同一労働の範囲をどうするかについては、従来必ずしも共通のコンセンサスがないんです。私は、同一の職務、と考えた方がいいと思います。もっと仕事の範囲を

狭く考えていけば、男女間に賃金格差がある例は、割合少ないんじゃないか。平均賃金で見れば男女間に倍近い格差がありますが、専ら女性の方が不熟練の低賃金の職業に就いているから、結果的に倍近い格差が出るんで、専門職のように男女平等に就いているところは、ほとんど賃金格差はないと思います。同じパートで同じようなフルタイムの労働をしていれば、これは明らかに差別賃金でありますから、これは救済の余地があると思うんです。その点が、パートの労働とフルタイムの労働がどういう違いがあるのか、また同じなのか、この点が1つのポイントだと思っております。それから、パートに対する規制といっても、行政的な規制は法定最低賃金制しかありません。地域別最低賃金です。それ以外は労働組合の力で団体交渉でやらざるを得ないんですが、日本の場合には不幸なことに、労働組合と使用者団体との間に産業別賃金協定がないということです。ごくわずかしかな。今の法律で定める最低賃金は地域別最低賃金で、これも従来から日本の労働組合は、月給制表示の全国一律と、こういうように運動してきましたが、私は、最低賃金の適用の必要なのは時間払い、もしくは日雇い、日給、この労働者こそ最も必要なので、その最低賃金をきちんと決めるべきだ。やっと今、日給を基準にして時間換算すると、こういうように進んできたわけでありまして。ほかの県は8時間で日給を割っていますが、東京都などは今年、これを7時間30分で割るかどうかで最後までもめました。私は、本来は最低賃金というのは時間給で決めるべきだと思っています。この適用を一番必要としているのは、パートタイマーで働く婦人の労働者の方々と、高齢者の方です。

その辺の最低賃金の考え方を変えなければならないのですが、これをどうやって底上げしていくかならば、それぞれ組織されている労働者の方々が、産業別賃金協定を結ばない限り、これを拡張適用できない。労働組合法上、労働協約の地域的、一般的拘束条項というのがありまして、拡張適用の規定があるんですが、これが一向に活用されていないところに問題があるんです。これは企業別労働組合運動の1つの病状だと見ているが、それができないわけです。そののところをつかれない限り、いくら言っても結局は泣き事になって需給バランスでパートの方が不利になる場合も出てくるだろう。今のところはパートの市場は需要の方が拡大をしていて、供給がそれに追っかけていて、それほど賃金は悪くないと僕は見えています。地域差は若干あると思いますが、これは労働組合の側もその点をもう少し考えて行動しないと、パートの需給バランスがだんだんオーバーになってきたときには賃金はどんどん下がっていくと思うんです。そうすると、組織労働者の正社員・本工の賃金を上げにくくなると、こういう悪循環が起きると思うんです。その点は組合としても長い目でそういう運動に方針を変えない限り、やりようがない。

その場合、賃金を国家で統制して決めるというのは、大体良い考えじゃないんです。本来は労使間の話し合い、団体交渉で決めるべきことが賃金の一番良い統制の仕方だと僕は思っております。国家統制でうまく話はひとつもない。婦人問題を解決するときにも、法律にあまり頼ってはいけないと思うんです。皆さん方が日常行動することが重要なんです。法律が多ければ多いほど……という思想はあんまりいただけないんです。法律にはロクなものがないと考えたほうがいい。法律というのは、ある現状時点を切るわけですから、非常に保守的になるんです。社会が変化するときには、それに不応状態が目立つはずなんです。その意味であまり法律で決めるよりも、もっと法律に柔軟性を持たせるために、それぞれ

の行動主体が行動して、それで社会慣習をつくりあげていくと、こういう方がはるかに私は重要だと思います。最低賃金の問題もそうだと考えています。

参加者10 今はやはり、「平等・発展・平和」のスローガンを掲げまして、いうならば男女平等という形の中で女性の社会参加を求める、こういうことに今、私どもは取り組んでいると思います。そのときに私は、何と申しまして憲法27条の1項にあります「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」という、こういうものが私ども女性の側にもすっきりと入れていかななくてはならないんじゃないだろうかと思います。働き続けたい、働きたいと願っている女性が、家事、育児のために勤労が奪われるということがあってはいけないだろうというふうに思っております。そのために、もろもろの条件整備というものが必要になってくるのではないかと考えるわけです。そう考えたときに、先ほどの高梨先生のお話、現状を考え、いろいろな需給を考えたときに、特に男性の中高年の人たちの職をということで、パートの問題等が出ているかと思っています。私は、やはり労働基準法の中で、同一労働・同一賃金というもののだけは男女平等ということでははっきり出ていると思うわけですが、その他のことについては、まだまだ現行の労働基準法の中では不足の面があるように考えられます。就業機会の均等の問題とか、それぞれの教育訓練を受ける問題を挙げても、そういうことは完全にできていないんじゃないだろうかと。それともう1つは、今までの長い慣習の中で家事、育児というものが女性に負担となるために、やはり女性はパートで働くという、このような現状が出てきているのではないだろうかと考えられます。具体的に労働の面に焦点を当てた場合に、パートの問題、ここに手を着けないでいて、本当の男女平等というふうなもの確立できるかと考えると、たいへん難しい問題があると思っております。もろもろな事を細かく、丹念に現状に合わせながらやるというそういうような丹念な努力を積み重ねますが、目標というか、その基本となるものだけははっきりと間違わないで据え付けていかないと、大変なことになるんじゃないだろうかなというふうに思っております。私も宇都宮市の「婦人のための行動計画」作りに座長ということで参加させていただいております。また、私は宇都宮の市議員を3期、お陰さまで今回も当選をさせていただきました。いろいろなことがありますが、それぞれの場で頑張りますが、ひと言だけ発言をさせていただきました。

有馬 まだまだ御発言をなさりたい方はたくさんおありと思いますが、時間がオーバーしていますから、まとめの時間にしたいと思います。阿部先生、高梨先生、一言ずつ、先ほどの婦人省のお話、あるいは市議員になっている方が随分いらっしゃると思いますので、その辺を含めまして、まとめをよろしく願います。

阿部 簡単に先ほど出ました御意見に関連して申し上げたいと思います。

1つは、青森県の方でしたか、乳幼児教育の立場から御発言がありました。私も同感です。男女の役割意識とか、男女の差別というのは、文化の一番深い所に根付いている。例えば、我々の日常言語の中に「雄々しい」という言葉があります。雄々しいというのは、どちらかというと褒め言葉であります。「女々しい」というのは、実はけなす言葉なんです。何で雄々しいが褒め言葉で、女々しいはけなし言葉なのか、つまり、そういうようなもともと男女差別のうえに成り立った言語というのは、いろいろあると思うんです。そういうものを我々は随分無意識のうちに使っている。そういうものを引っ繰り返さ

ないと、本当の意味の男女の平等というのは来ないんじゃないか。そういう意味で乳幼児の時からそういうことを自覚的に教育のうえで採り上げていかなければならないという御発言は、非常に賛成です。

もう一つ、婦人の方々が議員にお出になって御活躍になっているという話でございますが、私は、福井県の方、それから宇都宮の方の御発言もありましたが、婦人議員を増やしていく、殊に地方自治レベルで増やしていくのはたいへんに重要である。なぜかと申しますと、もちろん婦人の代表者が増えるという意味で、つまり、男女の共同参加を実現するという意味でも重要ですが、もう一つあると思うんです。それは何かと言いますと、日本の政治というのは中央から地方まで、これは1つの仕組みとしてあるわけです。地方で地方議会の議員を選ばいろうんつながりがあるわけですが、それは同時に国のレベルの選挙も支えている。そうなりますと、これを基本的に変えていくには、一番底辺の所を変えるのが基本であるわけです。婦人の候補者が、婦人のボランティアな活動に支えられて議会に出ていくという、ひとつの政治の取り組み方が出てきますと、実は、長い目で見れば頂点まで変えていく可能性がある。つまり、日本の政治の体質を改善する非常に重要な手掛かりになるんじゃないかと、そういうふうに私は期待しております。

有馬 高梨先生、どうぞ。

高梨 私はかなり刺激的なことをずっと申し上げてきたわけですが、反対の方も発言しにくかったのかもしれない。1つだけ申し上げたいことは、私は早いところ、男性が男女平等を言わなければならない時代が来ることを期待しています。それは、存外早く来るのではないかな、という予想を持っています。といいますのは、いま、ME革命とか、OA革命とかということで技術的進歩はかなり顕著であります。

その中でプログラマーとか、システムエンジニアという専門職が、だんだんと女性の独占職場になりつつあります。男性の方は役職昇進で、係長とか課長とか、ラインの昇進系列に乗ることに最大の価値観なり、基準をおいているわけです。だから、ラインから外されてスタッフになる、専門職になるというのは窓際族ということで、ひがんで受け取られている。幸か不幸か、女性は初めから出世から阻外されていましてから、専門職になることについて心理的抵抗は非常に弱い。これからの成長職業はそれらの専門職でありますから、ここに恐らく女性はどんどんこれから進出するに違いないと思うんです。ということは、待遇からいったら、これから専門職がよくなるはずです。ラインの昇進系列といっても、役職ポストは減量経営で減る一方です。男性は其中で出世競争でしのぎを削ったって、ロクな結果は出ないはず。そのときに先に行っているのは、恐らく女性になるに違いない。こういうことで、いま職業の専門分化がどんどん進んでいるところです。マスコミ関係は割合早くから進んで、有馬さんなどはニュースキャスターで、キャリアウーマンでどんどんとんでいるわけですが、こういうことが一般の会社の中でもどんどん増えていくということです。こういう状況を私は、女性の労働を通じての地位を非常に高めるに違いない。そのことがさまざまな家庭観とか、職業観とかを変えて、男女間のさまざまな差別と意識されることも、だんだんとなくなっていくに違いない。今のところ、女性の才能は生かされないという欲求不満の方が強いので、差別感のみ先行しているのが現状だと私は見ているんです。そういうようなことを私は期待して、このシンポジウムの私の発言の責任を果たしたいと思っています。

ます。

有馬 どうもありがとうございました。

私は、先ほど、カトリックのほうの方がお話になりました、お年寄りが孫の面倒を見ているから、若い人が働けるのではないか、というような御発言、その他を踏まえて少し話させていただきたいと思います。やはりおっしゃるような面というのはあると思いますし、それから、子供の教育に頑張っている方もおっしゃっていましたが、いろんな意味で女の人同志がお互いに支え合っている部分は、とても多いというふうに思います。そういう中で、こういうことは考えられないだろうかと思うのですが、地域からの雇用の創出ということが最近言われるようになりました。福祉的な職業です。例えば、お孫さんの面倒を個人的に見ていらっしゃる方がいます。それを今度は地域という場に広げて、お孫さんを見るということをし仕事としていくというような、仕事を地域からつくっていくというような、そういうふうなことは考えられないだろうかと思うわけです。既に実践をなしている所もあるわけですが、先ほど、東京の方が御指摘になりました老人の介護の問題によって、働き続けている人が辞めなければならなくなるんじゃないか、というようなことも既に起こってきております。そういうことを解決していくために、地域がそういう形で職業を創り出していくことによって解決をできる部分があるのではないか、その辺りのネットワークづくりみたいなことを考えていけるのではないかと、というようなことをひとつ思うわけなんでございます。

今日は本当に時間が短くて申しわけございませんでした。今日お集まりの方々、それぞれ御活躍の方々ばかりでございますから、御発言なされたいこと、あるいはこういうことを言っておきたい、こういう方法があるんだということを知らせたいとか、たくさんおありだったと思います。朝の3人の方、午後の6人の方の御発表もございまして、そういう中で、私たちが得るものも随分多かったのではないかと、というような気がいたします。来年、またこういう会が開かれましたときには、今日ここで出ました問題が、こんなふうに解決をされた、こういう形で具体的に進んできているというお話、私たちの方ではこんなに政策決定に参加する女の人が増えたというようなお話、私たちの方では教育がこんなふうに変わってきたというようなお話、労働の場でもこうなったというお話、そういうことが来年、ここで伺えるというようなことを期待いたしまして、これで全体討議を終わらせていただきたいというふうに思います。どうも長い間、ありがとうございました。